

エネルギー小売事業者による 情報提供制度の 現状と課題について

2021年1月22日

【議題】

- 1. 検討会の目的**
- 2. 現在の省エネ情報提供の状況報告**
- 3. 一般消費者向けアンケート結果の共有**
- 4. 今後の方向性**

【議題】

1. 検討会の目的
2. 現在の省エネ情報提供の状況報告
3. 一般消費者向けアンケート結果の共有
4. 今後の方向性

本検討会の目的

- 2030年のエネルギーミックスや、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、家庭部門の省エネは重要な要素。
- これまで政府では、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」）において、一般消費者へエネルギーの供給を行う者に対する省エネに資する情報提供の努力義務を2005年に規定して以来、その具体的内容を指針で定めるとともに、情報提供等の取組の規範となる「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」（以下「ガイドライン」）の整備を行ってきたところ。
- 現在、ガイドラインに基づき、一般消費者の省エネに資する情報提供等をエネルギー小売業者に促しており、2019年度の省エネ法定期報告からエネルギー小売業者に情報提供状況の報告を求めるとともに、報告内容を資源エネルギー庁ホームページで公表するなどの取組を進めている。
- こうした中、一般消費者に提供されている省エネ関連情報が、省エネ行動を促すために効果的な内容かどうかの検証は十分に行われていない。また、エネルギー小売事業者の取組を評価する仕組みの検討も重要となっている。
- 本検討会では、一般消費者が省エネに取り組むに当たっての効果的な情報について検討を進めるとともに、エネルギー小売事業者の取組を評価方法などについて幅広く議論を行いたい。

【参考：これまでの検討経緯】

	一般消費者に対するエネルギーの供給の 事業を行う者が講ずべき措置に関する指針	エネルギー小売事業者の 省エネガイドライン
2005年度	省エネ法において、一般消費者へエネルギーの供給を行う者に対して、省エネに資する情報提供の努力義務を規定（現行法第161条）	
2006年度	【指針制定】 ・エネルギーの供給を行う者が「可能な範囲で提供するよう努めるべき情報」として5つの項目を規定 ・公表努力義務の対象事業者を「電力量計・ガスメーターの取付数が100万個を超えるエネルギー小売事業者」として規定	
2016年度		【2016年度 ガイドライン検討会（計3回）】 ・電気需要平準化に資する措置の整備状況 ・省エネ情報提供の在り方 ・省エネ製品、省エネサービスの紹介 等 ※中間とりまとめ
2017年度		【2017年度 ガイドライン検討会（計4回）】 ・指針の見直し（公表努力義務対象の拡大） ・事業者の省エネ情報提供状況の国への報告様式・公表方法の整備 ・ガイドラインの策定 等 ※取りまとめ、ガイドラインに反映
2018年度	【指針改正】 ・指針の <u>公表努力義務の対象事業者</u> を「電気・ガスの契約件数が <u>30万件以上のエネルギー小売事業者</u> 」に見直し、対象範囲を拡大	【ガイドライン公表（2019年4月）】 ・エネルギー小売事業者の情報提供に際して <u>取組の規範となる事項について整理</u>

【参考】エネルギーの使用の合理化等に関する法律

（一般消費者への情報の提供）

第六十一条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、**消費者のエネルギーの使用状況に関する通知**、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示**その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。**

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の平準化に係る機能の表示**その他一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置の実施に資する情報を提供しよう努めなければならない。**

【参考】一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供

(2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供

(3) エネルギーを消費する機械器具の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供

(4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供

2. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するよう努めなければならない。

(1) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

(2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

※ガイドラインでは「エネルギー種別の小売契約件数が30万件以下で公表努力義務の非対象事業者であっても、自主的に可能な範囲で公表していくことが望ましい。」としており、国へ報告することも可能である。

【参考：これまでの検討経緯】

2016年度中間取りまとめの概要：①電気需要平準化に資する措置のあり方

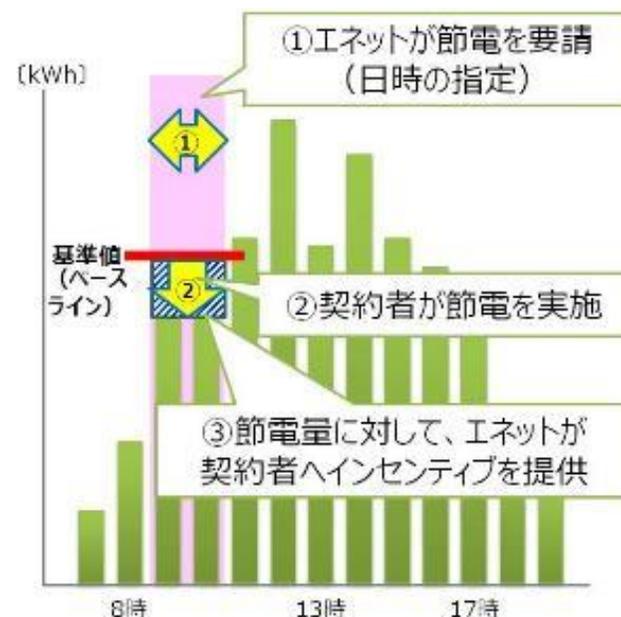
- エネルギー小売事業における電気料金及びその他供給条件等の整備状況や、送配電事業における見える化機器・情報提供環境の整備状況について調査・検討を実施した。

■ 電気需要の平準化に資する料金メニューの主な例

時間帯別電灯	時間帯別・季節別電灯
<p>夜間～早朝（例：23時～翌7時）の料金単価を昼間に比して低く設定し、同時時間帯の電気使用を促すもの。</p> <p>例）東京電力エナジーパートナー 夜トク8</p> <p>夜間：20円78銭 昼間：32円14銭</p>	<p>ピーク電力対策を目的として、季節や時間帯により異なる料金を設定するもの。夏季の昼間に特に高い電気料金を設定するケースが多い。</p> <p>例）関西電力 季時別電灯 PS（ピークシフト）</p> <p>夜間：13円10銭 オフピーク：23円91銭～35円00銭 ピーク：60円70銭（7～9月の平日のみ）</p>
蓄熱調整契約	
<p>夜間蓄熱式機器やオフピーク蓄熱式電気温水器の一定量以上の使用を条件に契約するもの。</p> <p>例）中国電力 電化Styleコース</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><平日></p> <p>ナイトタイム：14円60銭 デイトタイム：32円8銭（夏季） 30円6銭（夏季以外）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><休日></p> <p>ホリデイトタイム：14円60銭</p> </div> </div> <p>※加入条件：電灯需要（最大需要容量6kVA未満）または電灯需要（契約電力6kW以上）の適用範囲に該当し、電気給湯機等（1kVA以上の夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器）を使用</p>	

■ 需要平準化措置に関するサービスの例

（株）エネットの法人向けデマンドレスポンスサービス



【参考：これまでの検討経緯】

2016年度中間取りまとめの概要：②消費者の省エネに資する情報提供のあり方

- 電気事業者・都市ガス事業者による**情報提供の事例**、電力の**小売営業に関する指針**、**海外事例**、**電気料金比較サイト**による情報提供の事例について調査・検討。

■ 電気事業者による情報提供の状況

旧一般電気事業者10社は、省エネ法の「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」が求める**情報提供項目（1）～（5）全てに対応**

- (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の**前年同月値**に関する情報
- (2)一般消費者の過去一年間の**月別のエネルギーの使用量及び使用料金**に関する情報
- (3)**エネルギー消費機器の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等**の提供
- (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、**エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等**に関する情報
- (5)前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、**エネルギー供給事業者の創意により実施する消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供**

表 新規参入事業者の情報提供に対する取組状況

事業者	指針が求める情報提供項目				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
エネルギー系	A社	○	○		
	B社	○	○		
	C社	○	○	○	
	D社	○	○		
交通系	A社	○	○		
通信系	A社	○	○	○	○
	B社	○	○		○※2

※2 類似家庭との電気使用量比較
(会員サイト等にログインせずに確認できる公開情報を元に事務局作成)

【参考：これまでの検討経緯】

2016年度中間取りまとめの概要：③省エネ製品・サービスのあり方

- 電力小売事業者等による省エネ製品・サービスの提供事例、等について調査・検討。

■ 電力小売事業者による省エネ製品・サービスの提供事例

(出典：各社のホームページ、プレスリリース等を元に事務局作成)

サービス種別	対象	事業者名	内容
経済的 インセンティブ	ポイント 付与	家庭	東急パワーサプライ 猛暑日の <u>昼間時間帯に電車を利用するとポイントを付与</u>
		家庭	エネット NTTファシリティーズ <u>電力不足が予想される時間帯に節電すると、ポイントを還元</u>
	クーポン 配信	家庭	東急パワーサプライ 系列の <u>クールシェアスポットで利用可能なクーポンを配信</u>
		家庭	北陸電力 需給逼迫時に、 <u>協力店で利用可能なクーポンをメールで配布</u>
省エネ機器の普及	提案	業務	リコージャパン 電力小売の契約者に対し、LED照明やエアコン等の省エネ機器の導入を提案
	販売	家庭	東京ガス ガス器具販売店「東京ガス ライフバル」において、冷蔵庫・洗濯機等の大型省エネ家電を販売
	リース	家庭	関西電力 エコキュート、IHクッキングヒーター、ルームエアコンをリース
		家庭	中国電力 エコキュート、IHクッキングヒーターをリース
	業務	関西電力 空調・給湯・厨房・受電設備等をリース	

【参考：これまでの検討経緯】

2017年度取りまとめの概要：①指針が定める努力義務の対象範囲の拡大

- 省エネに資する情報提供状況の公表に係る**努力義務の対象範囲を拡大**し、エネルギー供給事業者のうち、**エネルギー種別の小売契約件数が30万件を超える事業者**は、『一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況』を**毎年公表**するよう努めなければならないこととした。
※なお、2017年の試算では、契約件数が30万件以上の事業者を公表努力義務対象とした場合、電気では約9割、都市ガスでは約8割のエネルギー使用量をカバーすることとなる。

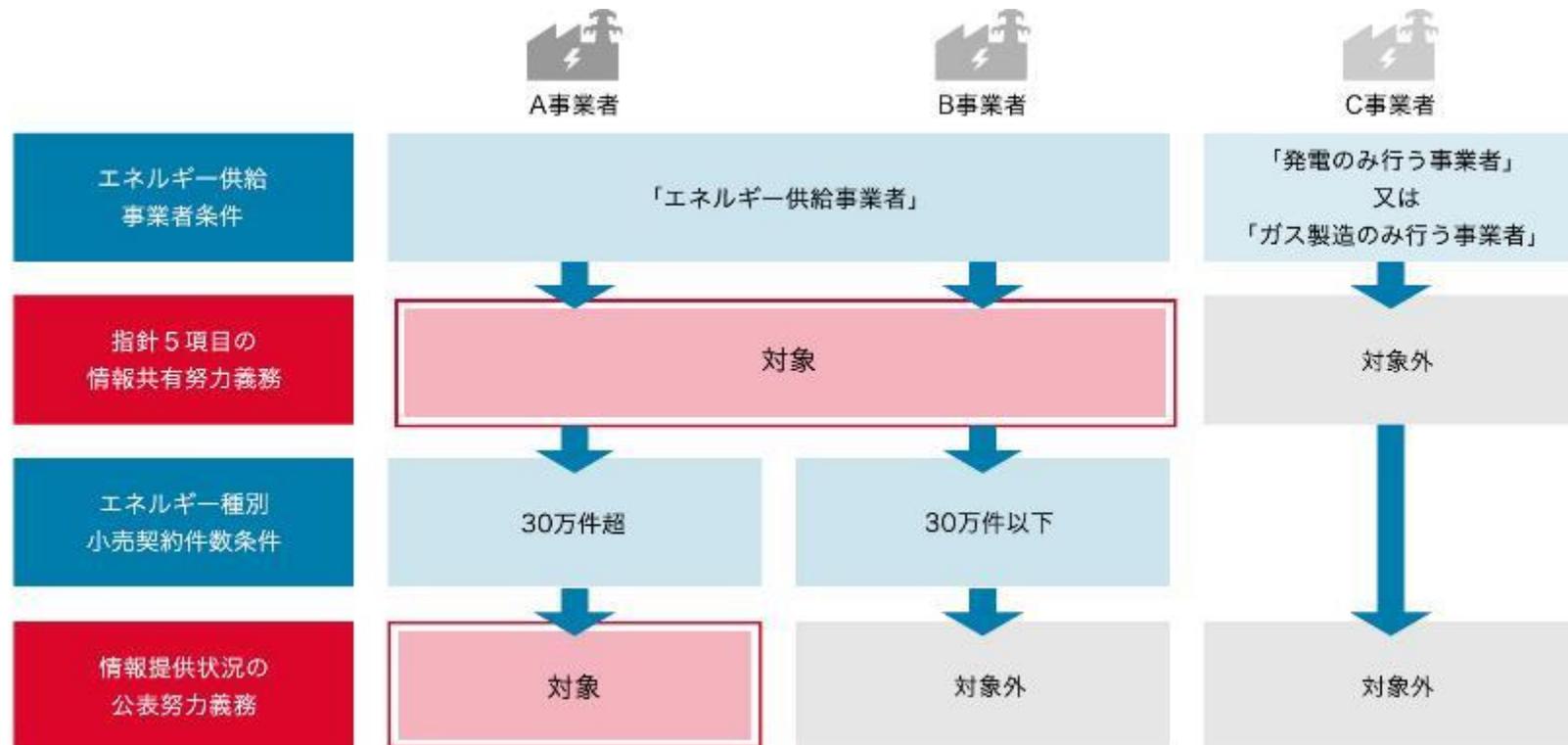


図 省エネに資する情報提供状況の公表努力義務の対象範囲

【参考：これまでの検討経緯】

2017年度取りまとめの概要：②定期報告書での報告様式の整備

- 特定事業者等が行う一般消費者に対する省エネ情報の提供・公表状況について、共同省エネルギー事業として国に報告するための様式を整備。

表 共同省エネルギー事業の報告様式

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が

講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況

報告の対象となる事業：□小売電気事業 □ガス小売事業 □液化石油ガス販売事業

第1表 情報提供の状況

情報提供の状況	情報提供の内容	情報提供の頻度	情報提供の手段
(1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供 □提供している □提供していない		□ 常に閲覧可能 □ 週1回 □ 月1回 □ 年1回 □ 不定期 □ その他 ()	□ ホームページ □ 会員制サイト □ メール □ 請求書 □ 紙(請求書以外) □ その他 ()
(2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供 □提供している □提供していない		□ 常に閲覧可能 □ 週1回 □ 月1回 □ 年1回 □ 不定期 □ その他 ()	□ ホームページ □ 会員制サイト □ メール □ 請求書 □ 紙(請求書以外) □ その他 ()
(3)エネルギー消費機器の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供 □提供している □提供していない		□ 常に閲覧可能 □ 週1回 □ 月1回 □ 年1回 □ 不定期 □ その他 ()	□ ホームページ □ 会員制サイト □ メール □ 請求書 □ 紙(請求書以外) □ その他 ()
(4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供 □提供している □提供していない		□ 常に閲覧可能 □ 週1回 □ 月1回 □ 年1回 □ 不定期 □ その他 ()	□ ホームページ □ 会員制サイト □ メール □ 請求書 □ 紙(請求書以外) □ その他 ()

(5)前各号に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 □提供している □提供していない		□ 常に閲覧可能 □ 週1回 □ 月1回 □ 年1回 □ 不定期 □ その他 ()	□ ホームページ □ 会員制サイト □ メール □ 請求書 □ 紙(請求書以外) □ その他 ()
---	--	--	--

第2表 情報提供の実施状況に関する公表の状況

※指針5項目の開示状況をまとめたウェブページの URL 等を記入する欄

第3表 情報提供に係るエネルギーの使用の合理化の効果及び指標の状況

第1表の取組に係るエネルギーの使用の合理化の効果の測定状況 □ 測定しているものがある □ 測定しているものはない 「測定しているものがある」を選択した場合は、その効果及び関連指標 効果() 関連指標()

【参考：これまでの検討経緯】

2017年度取りまとめの概要：③エネルギー小売事業者の省エネガイドラインの公表

- エネルギー小売事業者による省エネ情報の提供、省エネ製品・サービスの提供に関する検討会での議論内容を「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」として、2019年4月に公表。

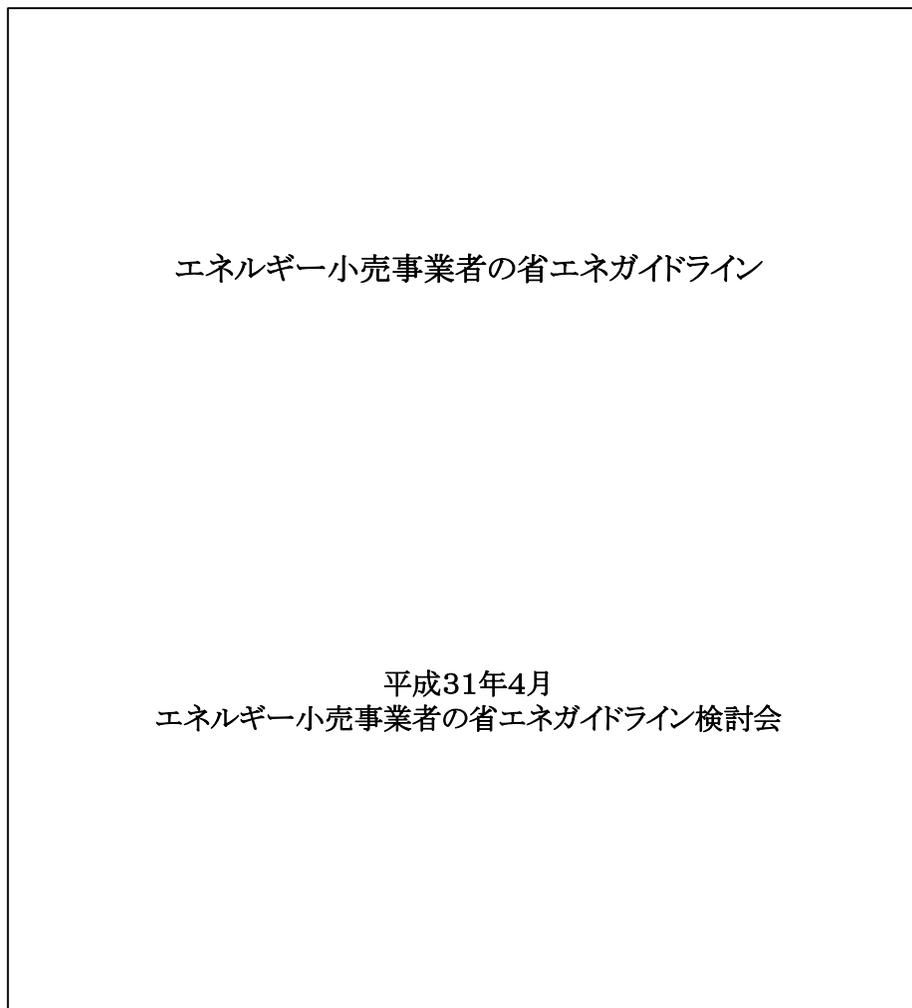


図 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン

【議題】

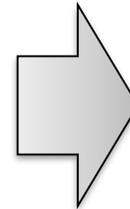
1. 検討会の目的
- 2. 現在の省エネ情報提供の状況報告**
3. 一般消費者向けアンケート結果の共有
4. 今後の方向性

資源エネルギー庁HPにおける情報提供状況の公表

- 2019年度の省エネ法定定期報告から、エネルギー小売事業者に省エネ情報の提供状況に関する報告を求め、報告内容に基づき、資源エネルギー庁HPにおいて各社の取組状況について公表を開始。

■ エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の内容

- ① 毎月の消費量の前年同月値
- ② 過去一年間の月別消費量及び料金
- ③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額
- ④ 省エネ設備の性能と助成制度
- ⑤ エネルギー供給事業者の創意により提供する情報



<資源エネルギー庁HPの掲載（一部抜粋）>

● 一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況

以下は、「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」に沿って、情報提供の取組が行われているエネルギー供給事業者です（2019年度定期報告）。提供されている情報の詳細は、「公表の状況」欄に示すリンク先をご覧ください。
なお、リンク先が変更されている場合は、事業者にお問合せください。

特定事業者番号	事業者名	情報提供の実施状況に関する公表の状況（WEBサイトURL）	
0018611	北海道電力株式会社	指針1～2	https://www.hepco.co.jp/home/price/price_info/index.html
		指針1～2	https://www.enemall.hepco.co.jp/
		指針4	http://www.hepco.co.jp/home/smartlife/subsidiary/index.html
0047621	東北電力株式会社	省エネ・節約手法のご紹介	http://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/saving/
		省エネライフ	http://www.tohoku-epco.co.jp/suggestion3/
0691431	東京電力エナジーパートナー株式会社		http://www.tepco.co.jp/ep/company/warming/
0094441	北陸電力株式会社		http://www.rikuden.co.jp/syoeneteikyo/information.html
0109441	中部電力株式会社		https://katene.chuden.jp/index.html
0031161	中国電力株式会社		http://www.energia.co.jp/living/use/index.html
0036271	西国電力株式会社		https://www.yonden.co.jp/energy/environment/eco/index.html
0060881	九州電力株式会社		https://www.kireilife.net/contents/ecolife/save-energy/

（出所）資源エネルギー庁HP
 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/information/)

【参考】エネルギー小売事業者による一般消費者向け省エネ情報提供の状況 (令和元年度～令和2年度)

- 下記の事業者に加え、契約件数が30万件を超える事業者は他にも存在すると考えられるところ、当該事業者においては改めて指針の内容をご確認いただき、報告をお願いしたい。

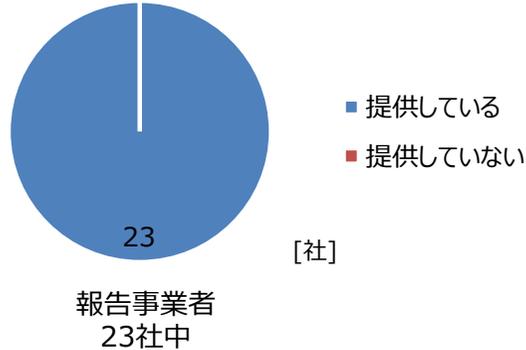
	事業者等名	R1年度 提出有無	R2年度 提出有無	情報提供の状況					
				①前年 同月値	②月別消費量 及び料金	③使用工夫の 削減量及び額	④省エネ設備 の性能と助成	⑤住居形態別の 消費量の目安	
電気	10電	北海道電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力エナジーパートナー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		中部電力株式会社	○	△	R1○	R1○	R1○	×	R1○
		北陸電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		四国電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		九州電力株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		沖縄電力株式会社	○	○	○	○	○	×	×
	その他	大阪瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東京瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		京葉瓦斯株式会社	△	R2○	R2○	R2○	R2○	R2○	R2○
都市ガス	都市ガス	東京瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		大阪瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		東邦瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		西部瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		京葉瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		北海道瓦斯株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		広島ガス株式会社	○	○	○	○	○	○	○
		北陸ガス株式会社	○	○	○	×	×	○	×
		仙台市ガス局	○	○	○	○	○	○	×
	その他	東京電力エナジーパートナー株式会社	○	○	○	○	○	○	○
関西電力株式会社		○	○	○	○	×	×	R1×⇒R2○	

※LPガス事業者については報告がなされていない。

情報提供の状況（1） 毎月のエネルギーの使用量の前年同月値

- 報告のあった全ての事業者は、エネルギー使用量の前年同月値について情報提供を実施。
- 情報提供手段は、報告事業者のうち約9割が会員制サイト。

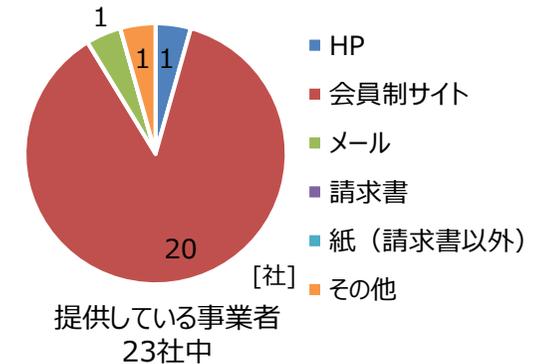
■ 情報提供の状況



■ 情報提供の頻度



■ 情報提供の手段



■ 情報提供の主な内容

- ・会員制Webサービスのほか、請求書や検針票にて情報を提供
- ・電気/ガスの使用量が会員制サイト（一部のユーザーは請求書）で確認可能
- ・当月及び過去2年間の月別エネルギー使用量、検針票による情報提供、エネファーム利用者へのアプリでの提供
- ・前年同月使用量・料金及び増減値等を表示
- ・ホームページ又は電話等で問い合わせを受けた際に、資料等を作成し提供

情報提供の状況（2） 過去一年間の月別エネルギー使用量及び使用料金

- 報告のあったほぼ全ての事業者が過去1年間の月別使用量及び料金について情報提供を実施。
- 情報提供手段は、報告事業者のうち約9割が会員制サイト。

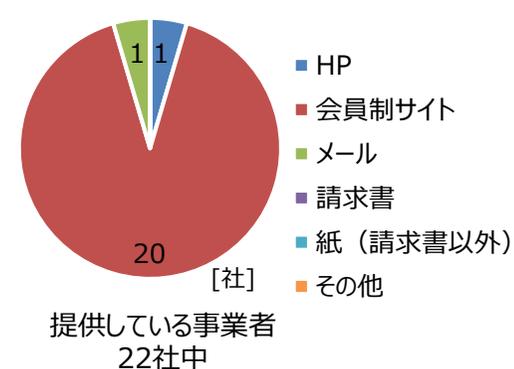
■ 情報提供の状況



■ 情報提供の頻度



■ 情報提供の手段



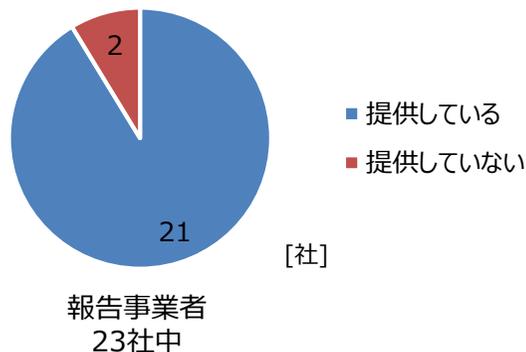
■ 情報提供の主な内容

- ・過去24か月の月別の電力使用量及び電気料金
- ・電気/ガスの使用量及び使用料金がグラフで確認可能
- ・過去1年間の月別ガス使用量および月別ガス料金
- ・電気/ガスの料金及び使用量照会
- ・過去2年分の使用量及び料金等を一覧表及びグラフにて表示
- ・電話等で問い合わせを受けた際に、資料等を作成し提供

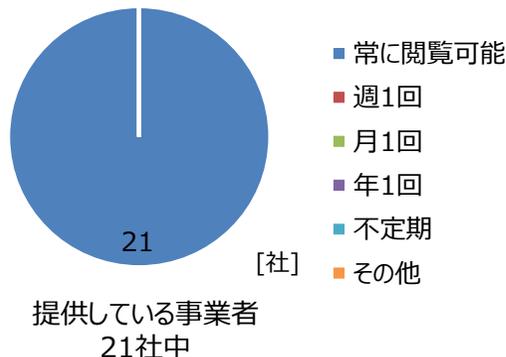
情報提供の状況（3） エネルギー消費機器の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等

- 報告のあった約9割の事業者がエネルギー消費機器の使用方法的工夫による省エネ量/金額の目安について情報提供を実施。省エネシミュレーションを提供している事業者も存在する。
- 情報提供手段は、報告事業者のうち約8割がホームページ。

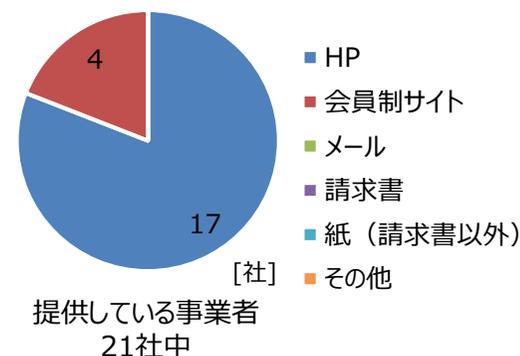
■ 情報提供の状況



■ 情報提供の頻度



■ 情報提供の手段



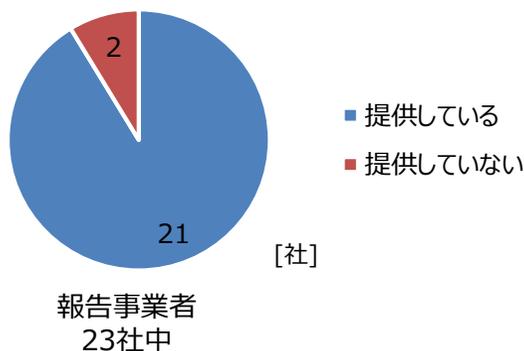
■ 情報提供の主な内容

- ・家庭での省エネ・節電のポイント
- ・電気/ガスの省エネ手法の提供
- ・家庭の消費電力量のウェイト、機器毎の電気料金目安、家電の待機電力
- ・家電製品の消費エネルギーを削減する使用方法や、それに伴うエネルギー削減量、使用料金の削減目安の紹介
- ・省エネ効果シミュレーションの提供
- ・消費機器の使用方法的工夫による使用量・料金削減額の目安の紹介
- ・エネファーム導入による一次エネルギー削減量、CO2排出削減量

情報提供の状況（４） エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等

- 報告のあった約9割の事業者が省エネ設備の性能と助成制度について情報提供を実施。対象機器は、給湯器（エコキュート・エネファーム）・床暖房、エアコン、LEDなど。
- 情報提供手段は、報告事業者のうち約9割がホームページ。

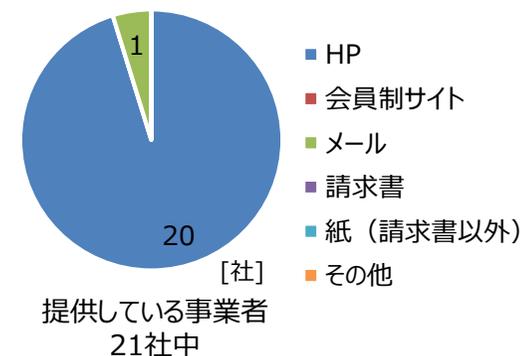
■ 情報提供の状況



■ 情報提供の頻度



■ 情報提供の手段



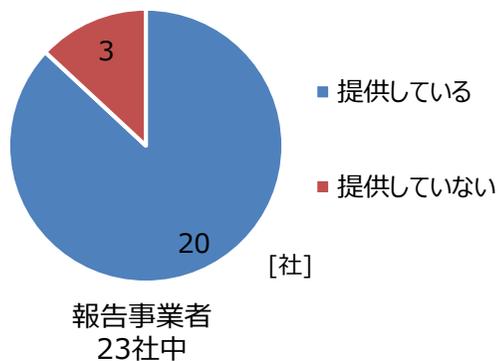
■ 情報提供の主な内容

- ・住宅関連の助成制度の紹介
- ・電気製品の使い方、選び方のポイントの紹介
- ・エアコンの機能向上による過去機器との比較、LED取替による消費電力量の削減、エコキュートの効率性の提示
- ・エコキュート・ヒートポンプ式温水床暖房の紹介
- ・エネファームの助成制度として、燃料電池普及促進協会のリンク先の提示
- ・エネファームの補助金制度の紹介

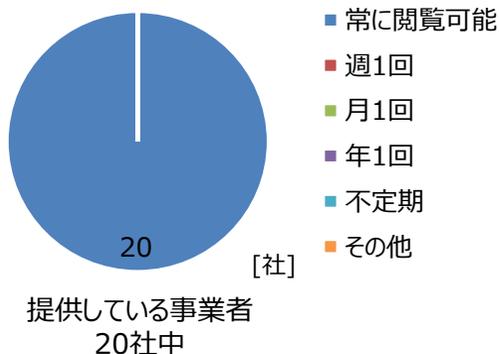
情報提供の状況（5） 契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する情報の提供

- 報告のあった約9割の事業者が契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等について情報提供を実施。
- 報告事業者のうち、会員制サイトで約6割、ホームページで約4割提供されている。

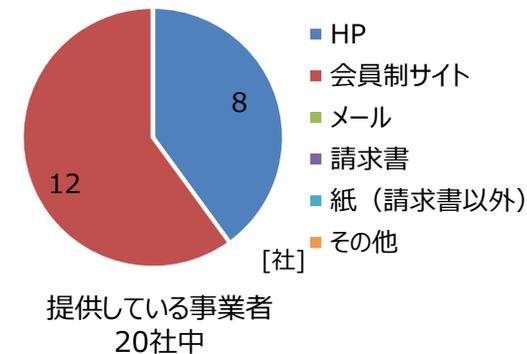
■ 情報提供の状況



■ 情報提供の頻度



■ 情報提供の手段



■ 情報提供の主な内容

- ・業種別省エネ・節電方法の紹介
- ・類似家庭との電気使用量を比較、天気情報との組み合わせ情報の表示
- ・パソコン、冷蔵庫等の省エネに資する使用方法等の紹介
- ・エネファーム・エコジョーズの導入時のモデルエネルギー使用量や、専用の選択約款を契約した際の光熱費削減効果の提示
- ・省エネ行動診断ページの公開及び小中学生向け出張授業の実施
- ・標準家庭における1か月の使用量

【参考】令和2年度定期報告における令和元年度からの相違点

- エネルギー小売事業者の情報提供の状況について、経年による大きな変化は少ない。
- なお、本指針及びガイドラインは、特定事業者のみならず全エネルギー小売事業者を対象とした制度であり、省エネ法の定期報告を行っていなくても報告ができるよう、様式を整備している。
- このため、エネルギー使用量が減少し定期報告の義務対象から外れた事業者（非特定事業者）においても、公表・報告するよう、努めていただきたい。

事業者名	令和2年度報告における令和元年度からの相違点
関西電力株式会社	指針（5）に関する情報（近しい居住形態のお客様毎のエネルギー使用量比較情報）を <u>新たに提供</u>
大阪瓦斯株式会社	令和2年度より、 <u>情報提供の実施状況に関する公表の状況について、URL記載</u>
京葉瓦斯株式会社	令和2年度より、ガス小売事業者分に加えて <u>電気小売事業者としての報告書を提出</u>
北陸ガス株式会社	指針（1）に関する情報（毎月のエネルギーの使用量の前年同月値）が年1回から <u>常に閲覧可能に変更</u>

エネルギー小売事業者の情報提供状況を踏まえた検討課題

- エネルギー小売事業者から一般消費者への省エネ情報の提供は、指針やガイドラインに沿って実施されているところだが、こうした情報が一般消費者の省エネ行動を促すものとなっているのかについて、検証する必要があるのではないか。
- また、指針やガイドラインで示される項目以外で、一般消費者の省エネ行動を促すために有効となる情報について、各社の取組や一般消費者の意見を参考にしつつ精査すべきではないか。
- こうした課題・論点を踏まえ、今般、一般消費者への省エネに関するアンケート調査を実施。本調査結果を元に、一般消費者の省エネ行動の更なる促進について、検討を進めることとしたい。



- ・現在の指針の項目は、一般消費者の省エネ行動を促す上で有効な情報となっているか。
- ・省エネ行動を促す有効な情報として追加すべきものはないか。

【議題】

1. 検討会の目的
2. 現在の省エネ情報提供の状況報告
- 3. 一般消費者向けアンケート結果の共有**
4. 今後の方向性

【参考】一般消費者へのアンケート調査実施概要

- 以下のとおり、一般消費者に対して、アンケート調査を実施。

	概要
名称	電気・ガスの省エネ意識に関するアンケート
対象	エネルギー料金比較サイト エネチェンジの会員 ※電力会社のスイッチングを行った一般消費者が中心。
方法	<ul style="list-style-type: none">・ 電力会社等のスイッチング手続きの完了画面にアンケートを表示・ メールにてアンケートを送付・ 回答者の中から抽選で30名に1,000円分のAmazonギフト券をプレゼント
実施時期	2020年11月21日(土)～11月30日(月)
配信先	139,316人
最終回答数	3,722人 (2.67%)

■ アンケート調査実施ページ

電気・ガスの省エネ意識に関するアンケート

いつもエネチェンジをご利用いただき、ありがとうございます。

エネチェンジでは、「電気・ガスの省エネ意識に関するアンケート」を行っております。

今回、アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に1,000円分のAmazonギフト券をプレゼントいたします。10分程度で回答が完了する、簡単なアンケートです。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【回答期限】 2020年11月30日(月)

※ギフト券はメールにてお送りするため、メールアドレスのご登録をお願いいたします。

※なお、迷惑メール対策などでドメイン指定受信を設定されている場合、メールが正しく受信されないことがあります。「@enechage.co.jp」のドメインが受信できるよう、設定をお願いいたします。

【参考】一般消費者へのアンケート調査 設問の概要

- 設問の概要は、以下のとおり。

設問概要	
設問1	電力会社・ガス会社の変更理由、選択基準
設問2～4	省エネ関連サービスの利用経験・意向
設問5	省エネ・光熱費削減に関する情報の入手先
設問6	省エネ意識の変化が生じる理由
設問7	電力会社・ガス会社による情報提供の認知状況
設問8～9	省エネに取り組むにあたって有用な情報
設問10～21	各種属性情報 ・省エネ・節電意識 ・回答者の性別・年齢 ・世帯情報（人数、子供の有無、所得） ・住居の種類（持家、借家）、形態（戸建、マンション・アパート）、築年数 ・エネルギー関連設備の保有状況 ・オール電化か否か

Q.1 電力会社・ガス会社の変更理由、また電力会社・ガス会社を選ぶ際の基準

(回答数: 3,000)

- 約9割の回答者が「1. 電気・ガス料金が削減できる」を選択基準として回答。
- 「4. 環境にやさしい電気を購入できる」、「5. 省エネの情報・サービスが充実している」を選択した回答者も約20%存在。

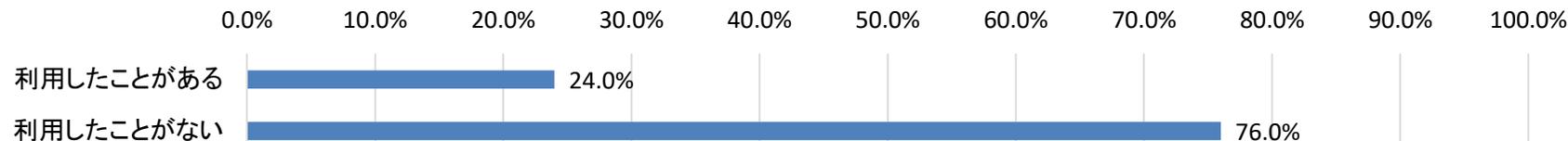
1. 電気・ガス料金が削減できる（例：料金が安い、電気・ガスのセット契約による割引が可能、ポイントがもらえる、等） **89.9%**
2. 契約手続・支払が簡単で分かりやすい（例：料金プランが分かりやすい、解約手数料が無料、銀行振込で支払可能、等） **48.9%**
3. 経営が安定している（例：経営状況がしっかりしている、知名度がある、等） **23.5%**
4. 環境にやさしい（クリーンな）電気を購入できる（例：再生可能エネルギー（太陽光、風力等）で作られた電気が購入できる、等） **21.6%**
5. 省エネの情報・サービスが充実している（例：ホームページなどで電気・ガスの使用状況が簡単に確認できる、家電の使い方等に関する省エネ情報の提供・アドバイスをしてくれる、等） **20.0%**
6. トラブル時に迅速に情報提供、対応をしてくれる（例：停電状況や復旧に向けた情報を提供し、適切に対応してくれる。） **22.9%**
7. その他 **1.7%**
8. 特になし **1.0%**

Q.2 電力会社・ガス会社が提供する下記省エネ・節電サービスの利用経験有無(回答数: 3,000)

● 省エネ・節電サービスの利用経験がある消費者は少数(3~24%程度)。

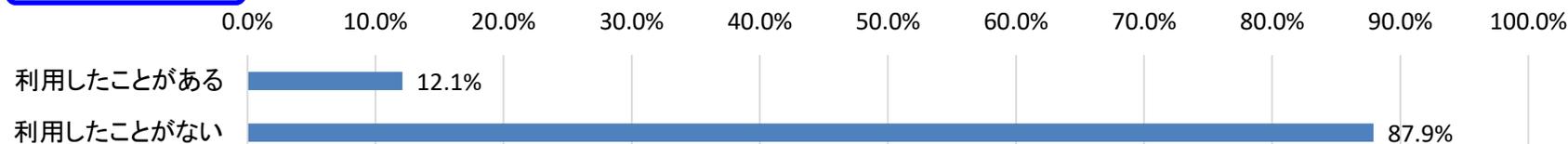
- **料金メニューの変更提案** (例: エネルギーの使用状況や保有設備に合わせてお勧めの料金メニューを提案してくれた)

ある: 24.0% **ない: 76.0%**



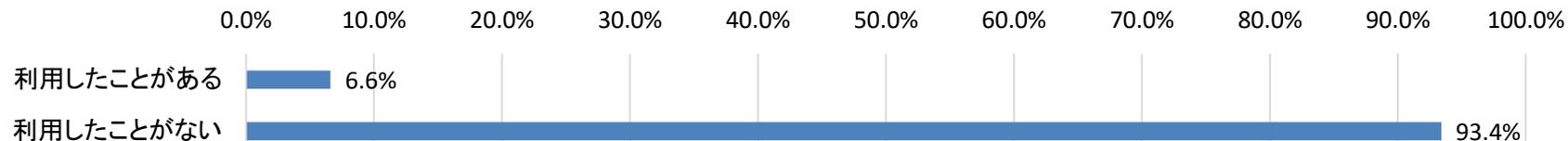
- **家電の省エネアドバイス** (例: 住宅訪問、または電話やホームページなどで省エネに関するアドバイスをしてくれた)

ある: 12.1% **ない: 87.9%**



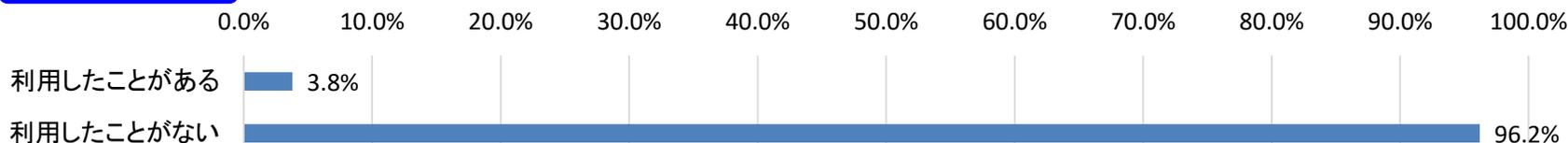
- **省エネ機器の購入補助** (例: 住宅訪問、または電話やホームページなどで省エネに関するアドバイスをしてくれた)

ある: 6.6% **ない: 93.4%**



- **住宅リフォームのアドバイス** (例: 断熱改修や給湯器の設置・交換等、工事が必要なリフォームの提案をしてくれた)

ある: 3.8% **ない: 96.2%**

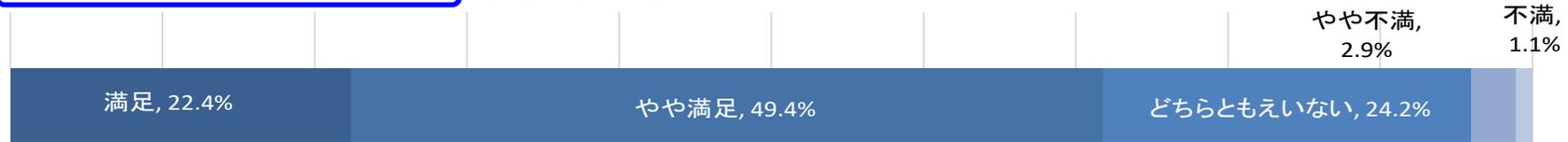


Q.3 電力会社・ガス会社が提供する下記省エネ・節電サービスを利用した感想(回答数: 1,176)

- **省エネ・節電サービスの利用を経験した消費者の満足度は高く、53～71%程度に上る**（「満足」と「やや満足」の合計）。

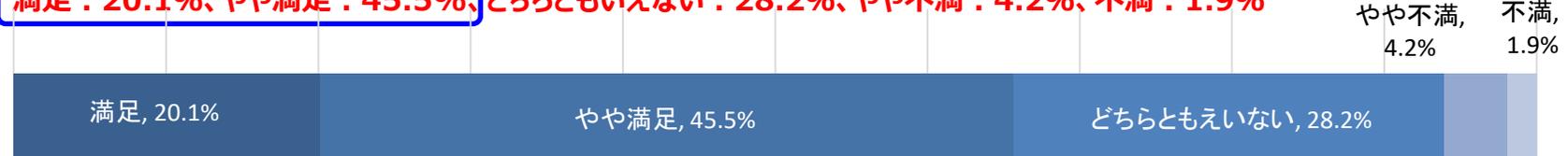
- **料金メニューの変更提案**（例：エネルギーの使用状況や保有設備に合わせてお勧めの料金メニューを提案してくれた）
（回答数: 664）

満足：22.4%、やや満足：49.4%、どちらともいえない：24.2%、やや不満：2.9%、不満：1.1%



- **家電の省エネアドバイス**（例：住宅訪問、または電話やホームページなどで省エネに関するアドバイスをしてくれた）
（回答数: 308）

満足：20.1%、やや満足：45.5%、どちらともいえない：28.2%、やや不満：4.2%、不満：1.9%



- **省エネ機器の購入補助**（例：住宅訪問、または電話やホームページなどで省エネに関するアドバイスをしてくれた）
（回答数: 144）

満足：19.4%、やや満足：38.2%、どちらともいえない：35.4%、やや不満：5.6%、不満：1.4%



- **住宅リフォームのアドバイス**（例：断熱改修や給湯器の設置・交換等、工事が必要なリフォームの提案をしてくれた）
（回答数: 60）

満足：20.0%、やや満足：33.3%、どちらともいえない：41.7%、やや不満：5.0%、不満：0%



Q.4 「利用したことがない」を選択した省エネ・節電サービスの中で、関心があるもの

(回答数: 2,945)

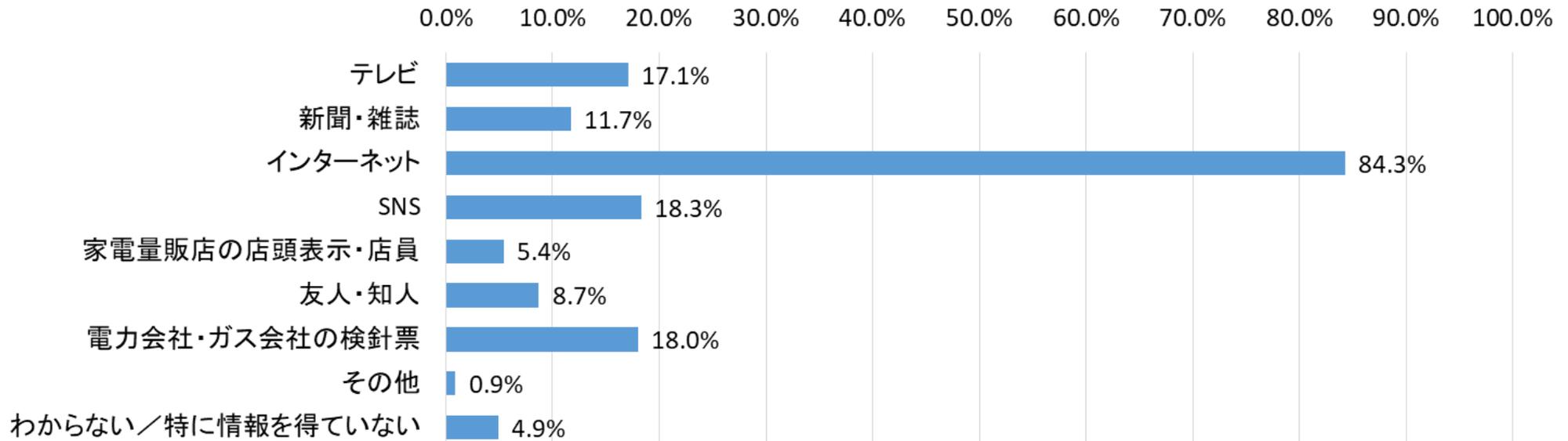
- **「料金メニューの変更提案」**には半数以上（約51%）が関心を示しており、価格への関心の高さが伺える。
- **省エネアドバイス等、他のサービスへの関心度合いは10～20%程度**だが、Q3のとおり利用した場合の満足度は高くなることが予想される。

1. **料金メニューの変更提案**（例：エネルギーの使用状況や保有設備に合わせてお勧めの料金メニューを提案してくれた） **51.3%**
2. **家電の省エネアドバイス**（例：営業マンなどが自宅を訪問して、または電話やホームページなどで省エネに関するアドバイスをしてくれた） **19.8%**
3. **省エネ機器の購入補助**（例：給湯器やエアコンの購入にあたり、リースプログラムを提供してくれた） **17.5%**
4. **住宅のリフォームアドバイス**（例：住宅の断熱改修や給湯器の設置・交換等、工事が必要なリフォームの提案をしてくれた） **10.7%**
5. その他 **0.4%**
6. あてはまるものはない **28.9%**

Q.5 省エネルギーや光熱費の削減に関する情報の入手先として特に頻度が多いもの

(回答数: 3,000)

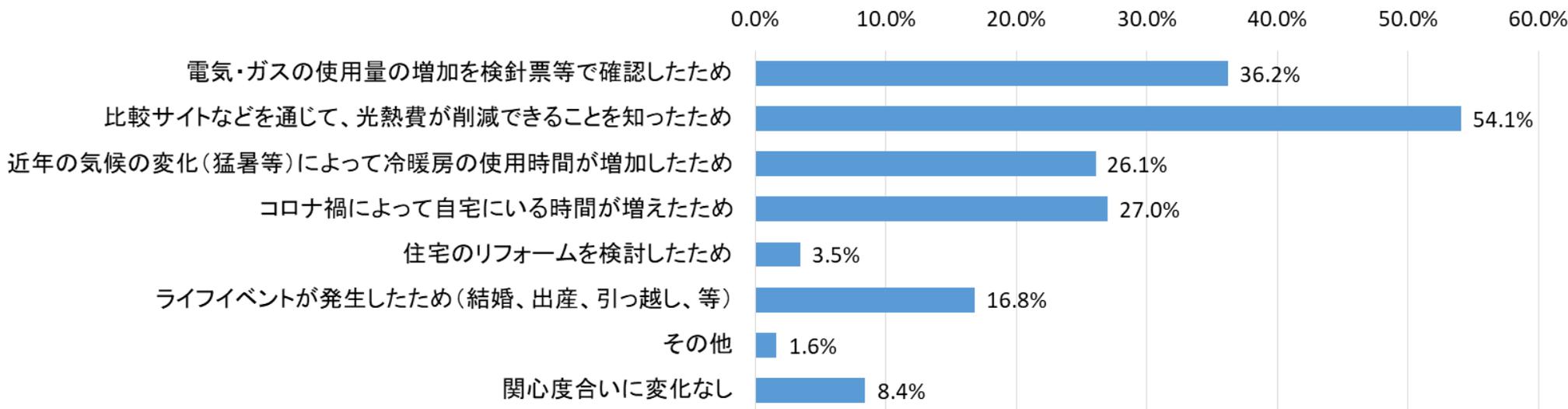
- インターネットを情報源とする消費者が**80%超**。その他、SNS、電力会社・ガス会社の検針票、テレビと続く。



- テレビ 17.1%
- 新聞・雑誌 11.7%
- **インターネット 84.3%**
- SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 18.3%
- 家電量販店の店頭表示・店員 5.4%
- 友人・知人 8.7%
- 電力会社・ガス会社の検針票 18.0%
- その他 0.9%
- わからない／特に情報を得ていない 4.9%

Q.6 日常生活の中で、省エネ・光熱費への関心度合いが高まった理由 (回答数: 3,000)

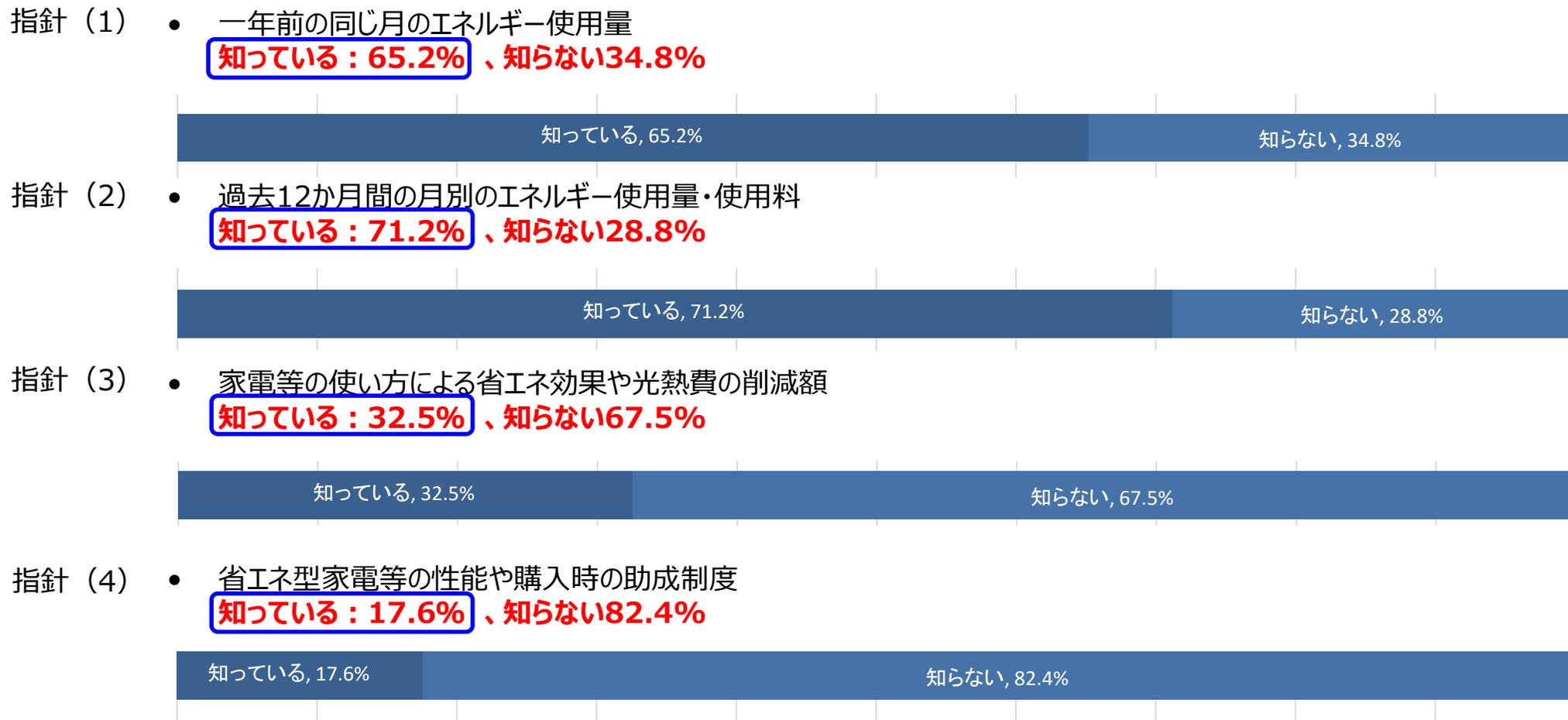
- 契約の変更等で光熱費が削減可能と知った時や、エネルギー使用量の増加を実感した時に省エネ・光熱費への関心が高まる傾向がある。省エネの推進に向けては、これらのタイミングで情報提供を行うことが重要。



- 電気・ガスの検針票を確認した際、使用量が増加していたため **36.2%**
- 比較サイトなどを通じて、光熱費が削減できることを知ったため **54.1%**
- 近年の気候の変化(猛暑等)によって冷暖房の使用時間が増加したため **26.1%**
- コロナ禍によって、自宅にいる時間が増えたため **27.0%**
- 住宅のリフォームを検討したため **3.5%**
- ライフイベントが発生したため(結婚、出産、引っ越し、等) **16.8%**
- その他 **1.6%**
- 関心度合いに変化はない **8.4%**

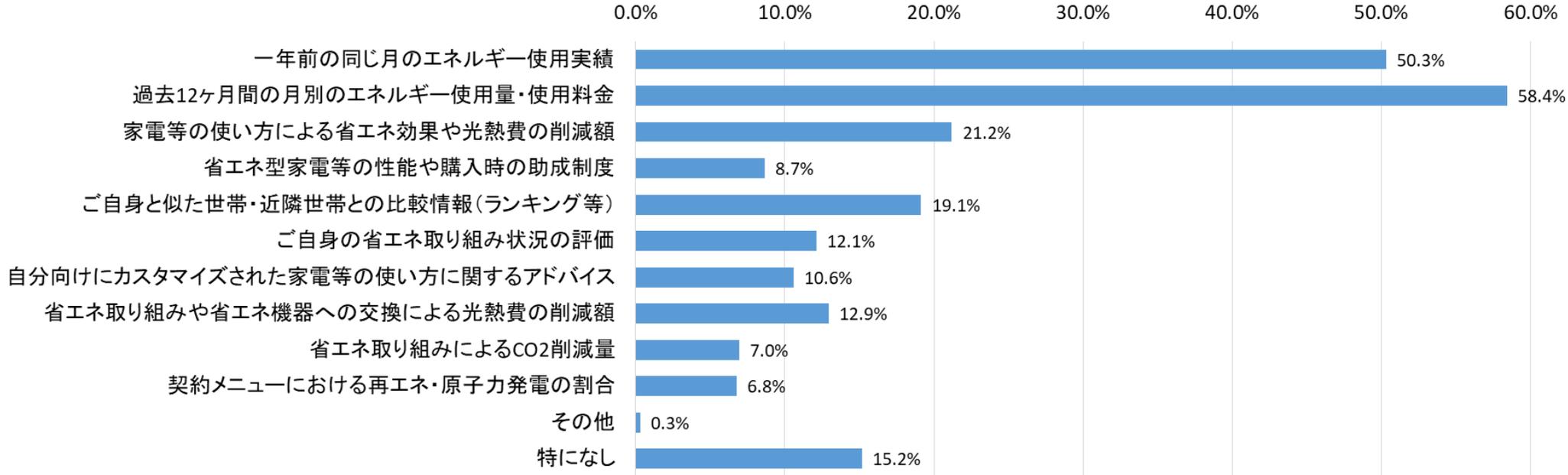
**Q.7 現在、多くの電力会社・ガス会社が請求書や会社ホームページなどで契約者へ提供している
下記情報の認知度 ※国が提示する指針の認知度 (回答数: 3,000)**

- **指針 (1)、(2)** の情報については、認知度が65%超と**高水準**。
- 他方、**指針 (3)、(4)** は、それぞれ32%、17%と**低水準**。



Q.8 家庭で省エネに取り組むに当たり、これまで提供されて役に立った情報(回答数: 3,000)

- **指針(1)、(2)の情報項目は、「役に立った」との回答が半数以上。**引き続き、これらの情報提供は重要。



- 一年前の同じ月のエネルギー使用実績 **50.3%** 指針(1)
- 過去12ヶ月間の月別のエネルギー使用量・使用料金 **58.4%** 指針(2)
- 家電等の使い方による省エネ効果や光熱費の削減額 **21.2%**
- 省エネ型家電等の性能や購入時の助成制度 **8.7%**
- ご自身と似た世帯・近隣世帯との比較情報(ランキング等) **19.1%**
- ご自身の省エネ取り組み状況の評価 **12.1%**
- 自分向けにカスタマイズされた家電等の使い方に関するアドバイス **10.6%**
- 省エネ取り組みや省エネ機器への交換による光熱費の削減額 **12.9%**
- 省エネ取り組みによるCO2削減量 **7.0%**
- 契約メニューにおける再生可能エネルギー・原子力発電の割合 **6.8%**
- その他 **0.3%**
- 特になし **15.2%**

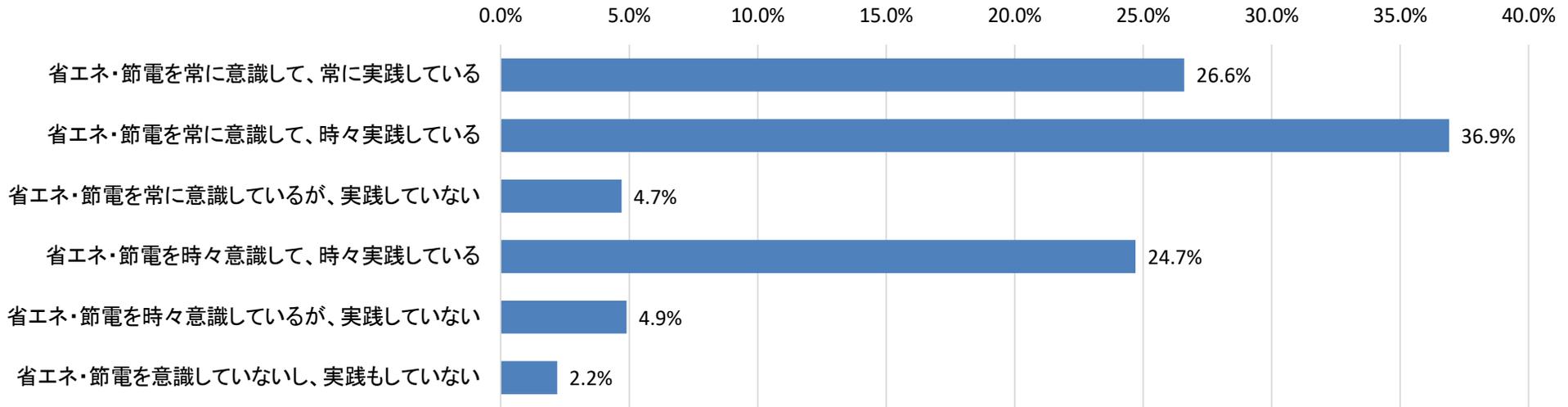
Q.9 家庭で省エネに取り組むに当たり、これまで提供されたことはないが、役に立ちそうだと感じる情報（回答数：3,000）

- 指針（3）、（4）は、「省エネに取り組むに当たり、役に立ちそうだと感じる」との回答が20%超。
- その他、時間別・家電別・リアルタイムのエネルギー使用情報（約32~44%）、電力・ガス会社の省エネサービスの充実度の比較（約30%）、家電等の省エネに関するアドバイス・交換による光熱費の削減額（約25~26%）や、類似世帯との比較（約23%）に高い関心が示されている。

- 一年前の同じ月のエネルギー使用量実績 **12.9%**
- 過去12ヶ月間の月別のエネルギー使用量・使用料金 **11.6%**
- **家電等の使い方による省エネ効果や光熱費の削減額 **25.3%**** 指針（3）
- **省エネ型家電等の性能や購入時の助成制度 **23.3%**** 指針（4）
- ご自身と似た世帯・近隣世帯との比較情報（ランキング等）
22.6%
- ご自身の省エネ取組状況の評価 **19.8%**
- 自分向けにカスタマイズされた家電の使い方に関するアドバイス
26.4%
- 省エネ取組みや省エネ機器への交換による光熱費の削減額
24.7%
- 省エネ取組みによるCO2削減量 **9.1%**
- 契約メニューにおける再生可能エネルギー・原子力発電の割合 **8.2%**
- 時間ごとのエネルギー使用量 **38.7%**
- リアルタイムでのエネルギー使用量の変化
32.4%
- 家電製品別のエネルギー使用量の内訳
44.3%
- 省エネサービスの充実度に関する電力会社・ガス会社の比較情報（ランキング等）
30.2%
- その他 **0.2%**
- 特になし **7.2%**

Q.10 普段の生活における省エネ・節電意識・行動の状況(回答数: 3,000)

- 回答者の約9割が省エネ・節電意識の度合いに関わらず、普段の生活において省エネ・節電行動を実践していると回答。



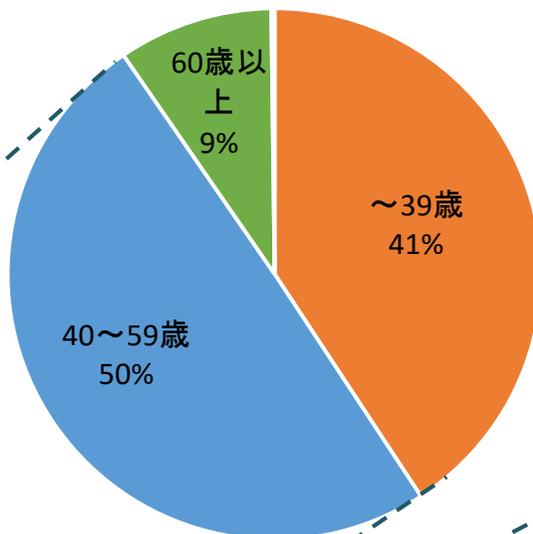
- 省エネ・節電を常に意識して、常に実践している **26.6%**
- 省エネ・節電を常に意識して、時々実践している **36.9%**
- 省エネ・節電を常に意識しているが、実践していない **4.7%**
- 省エネ・節電を時々意識して、時々実践している **24.7%**
- 省エネ・節電を時々意識しているが、実践していない **4.9%**
- 省エネ・節電を意識していないし、実践もしていない **2.2%**

**実践していると回答
88.2%**

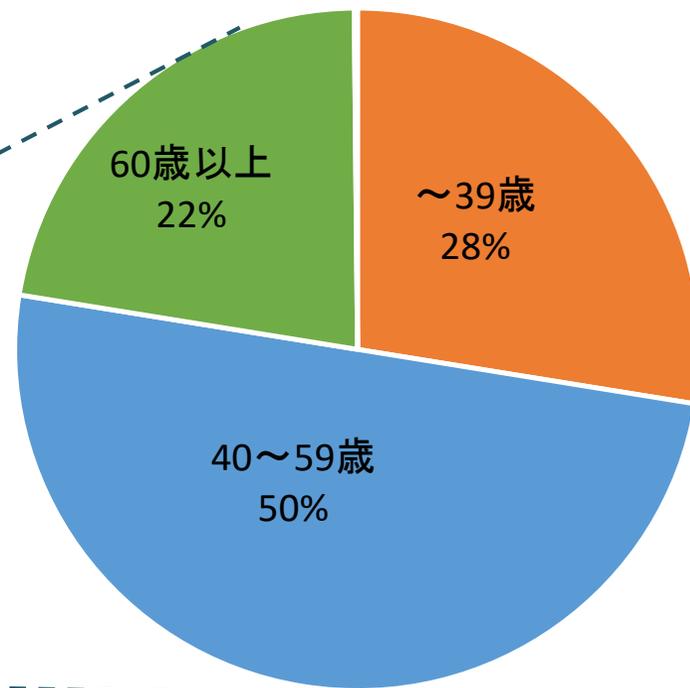
【参考】アンケート回答者の属性情報①

- アンケート回答者の属性別（回答者個人に関する設問）の集計結果は以下のとおり。

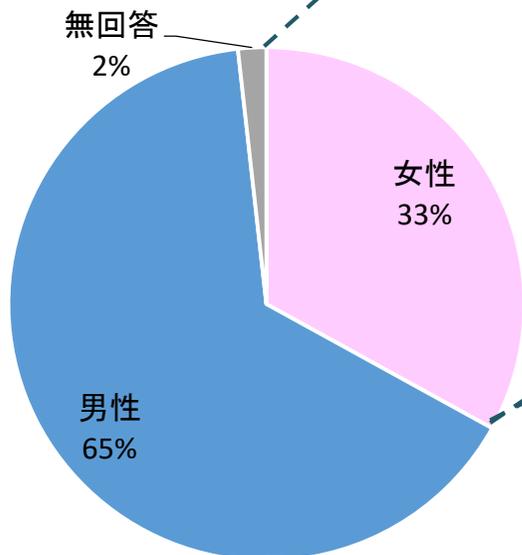
➤ 女性の年齢構成（991人）



➤ 男性の年齢構成（1956人）



➤ 性別構成（3000人）

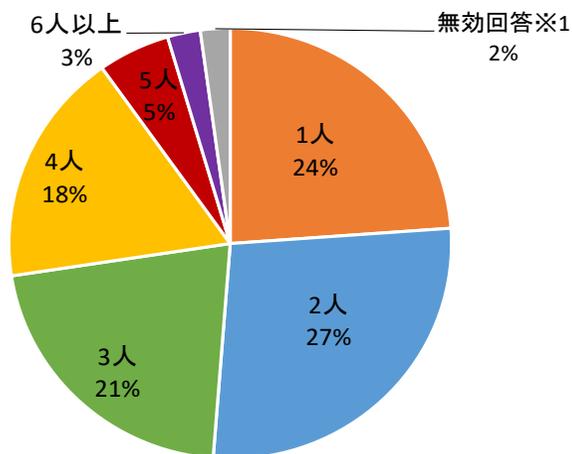


【参考】アンケート回答者の属性情報②

- アンケート回答者の属性別の集計結果は以下のとおり。

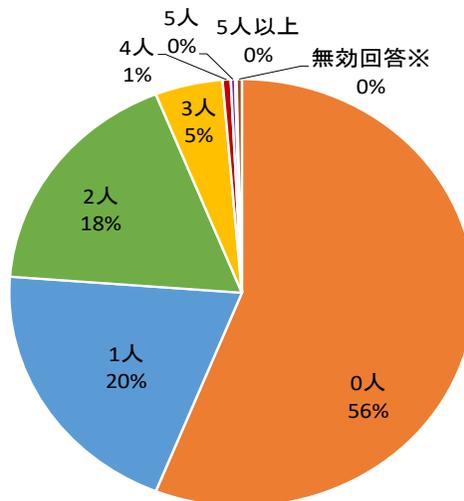
➤ 世帯人数

(※15人以上は無効回答として計上)

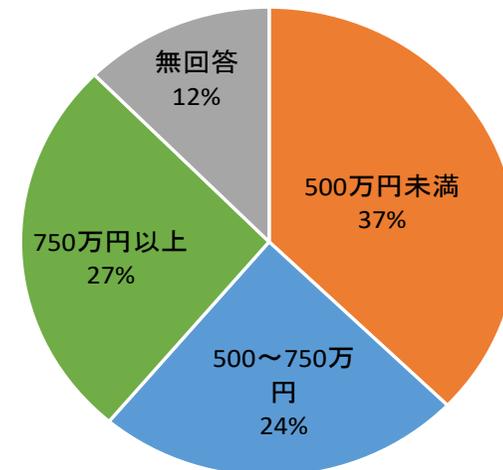


➤ 子どもの人数

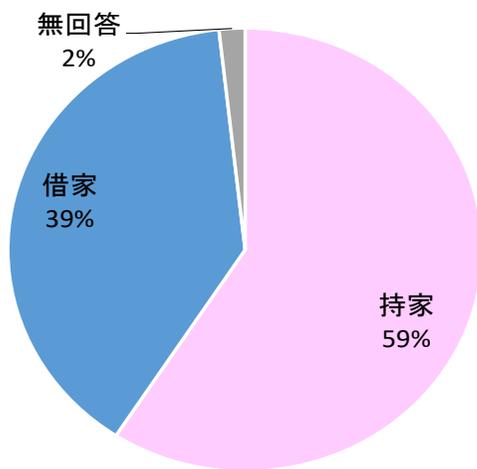
(※6人以上は無効回答として計上)



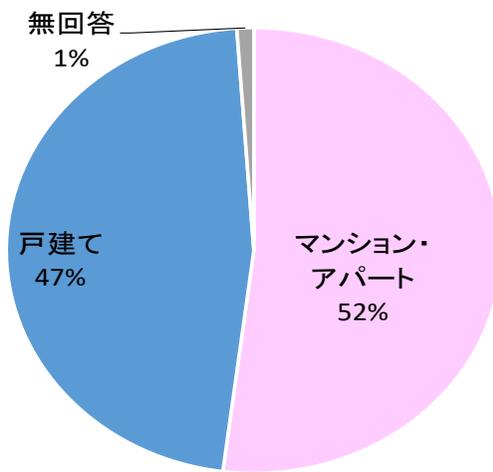
➤ 世帯所得



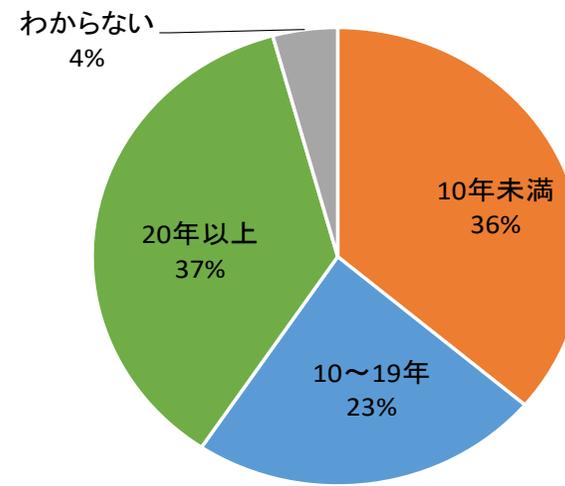
➤ 住居種類



➤ 住居形態



➤ 住居の築年数



全体集計結果のまとめ

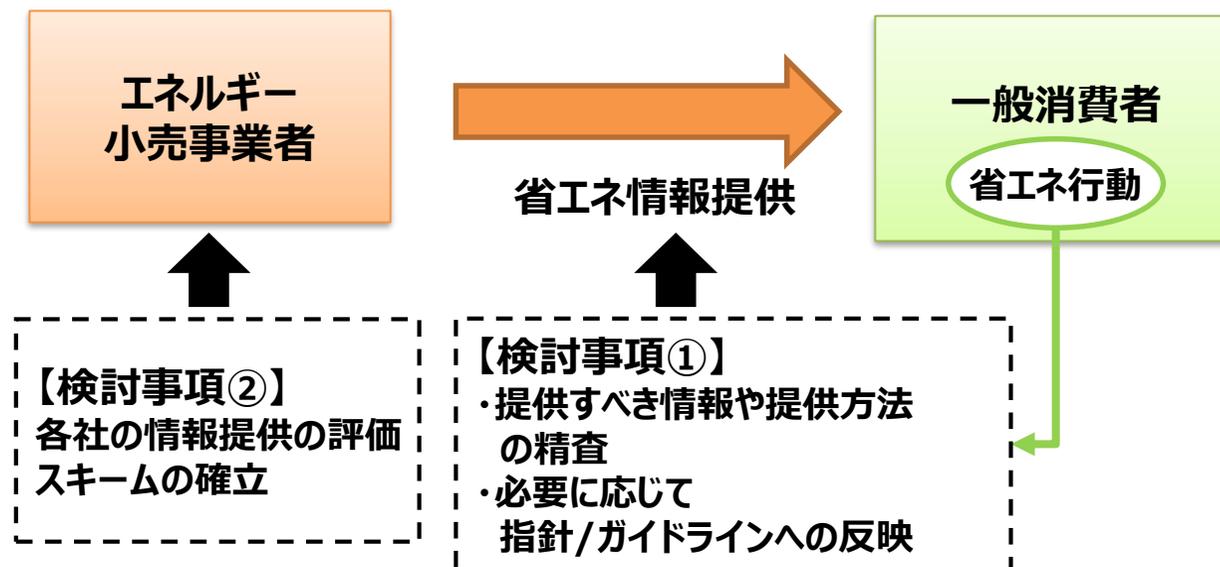
- 一般消費者のエネルギー小売事業者の選択においては「料金」が最も重視されているが、約20%の者は、「環境・省エネに関する取組」を重視している。近年の環境に対する社会的な意識の高まりも起因していると考えられ、今後、その重要性が更に増す可能性がある。【Q1】
- また、省エネサービスの利用経験のある一般消費者は24%と少ないものの、利用した者の満足度は高い（53%～71%）ことから、積極的な周知を行い利用度を向上させることで、一般消費者の省エネ行動がより一層促される可能性がある。【Q2,Q3】
- 指針（1）：前年同月比エネルギー使用量及び指針（2）：過去1年間の月別エネルギー使用量は約70%が提供されていることを認識し、約50%が「省エネの推進に役に立った」と回答。指針（3）：消費機器の使い方の助言、指針（4）：消費機器の性能・助成制度の認知度はそれぞれは約30%、約20%の認識に留まっているが、「省エネに推進に役立ちそうだ」との回答が約20%に上っており、情報が適切な方法で届くことで省エネの推進に繋がる可能性がある。【Q7】
- さらに、時間別・家電別・リアルタイムのエネルギー使用情報への関心の高さが明らかになった（約32%～44%）。また、電力・ガス会社の省エネサービスの充実度の比較（約30%）や、自身向けに個別にカスタマイズされた家電の使い方等の情報の提供が有効であることが示された（約26%）。さらに、家電等の省エネに関するアドバイス・交換による光熱費の削減額（約25～26%）や、類似世帯との比較にも大きな関心が示されており（約23%～26%）、一般消費者が家庭において省エネを実施する上で重要な情報として挙げられる。【Q9】
- こうした省エネ関連情報は、検針票確認時等のエネルギーへの関心度合いが高まったタイミングで提供することで行動変容に繋がる可能性も示唆されている。【Q6】

【議題】

1. 検討会の目的
2. 現在の省エネ情報提供の状況報告
3. 一般消費者向けアンケート結果の共有
4. 今後の方向性

今後の方向性（御議論いただきたいこと）

- アンケート結果等を踏まえ、一般消費者の更なる省エネ行動を促すための有効な情報や、その提供方法について明らかにし、ガイドライン等への反映を検討することとしたい。【検討事項①】
 - 現状の指針の見直しや、より効果的な省エネ情報としてどのようなものがあるか、御議論いただきたい。
- さらに、エネルギー小売事業者の創意工夫による情報提供をより一層促すため、事業者の取組を評価する仕組みを検討することとしたい。【検討事項②】
 - どのような評価基準とすべきかや、どのようなインセンティブを付与すべきか等について、御議論いただきたい。



検討事項① 省エネ行動を促す情報の検討の全体像

- 一般消費者が省エネを行うに当たって必要となる情報を整理し、それらの情報の提供を促すことをガイドライン等に反映してはどうか。

現行の
情報提供

ガイドライン・指針に基づく情報提供

- ① 毎月の消費量の前年同月値
- ② 過去一年間の月別消費量及び料金
- ③ 機器の使用方法的工夫による削減量及び削減額
- ④ 省エネ設備の性能と助成制度
- ⑤ 契約又は住居形態別の消費量の目安

一般消費者へのアンケート調査の実施

本日も議論頂きたい部分

追加すべき
情報の検討

- ・現在の指針に基づく情報提供の認知度や効果の検証
- ・一般消費者の省エネ行動を促す追加的な情報の検討
→ 必要に応じてガイドライン等に反映

検討事項① – 1 一般消費者の省エネ行動を促す情報（指針に基づく情報）

- エネルギー小売事業者の多くは、指針①～⑤に基づく情報提供を実施しているが、一般消費者へのアンケート結果によれば、指針①（前年同月比エネルギー使用量）及び②（過去1年間の月別エネルギー使用量）は、約7割が提供されていることを認識していると回答したのに対し、指針③（消費機器の使い方の助言）は約3割、④（消費機器の性能・助成制度）は約2割の認識に留まっている。
- この背景としては、指針①②は、会員制サイト等で一般消費者へ個別に情報提供が行われているのに対し、指針③④は、エネルギー小売事業者のHPでの提示に留まり、一般消費者に情報が行き渡っていないことが考えられる。
- 今後、情報提供手法の幅が広がる中で、指針③④についても一般消費者に確実に情報提供がなされ、認知度が高まることが望ましいため、エネルギー小売事業者の負担を踏まえつつ、ガイドライン等での事例紹介を行い、効果的な情報提供を促すこととしてはどうか。

■ エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の内容と認知度

指針の概要	知っている	知らない
①毎月の消費量の前年同月値	65.2%	34.8%
②過去一年間の月別消費量及び料金	71.2%	28.8%
③機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額	32.5%	67.5%
④省エネ設備の性能と助成制度	17.6%	82.4%
⑤エネルギー供給事業者の創意により提供する情報	—	—

検討事項① – 2 一般消費者の省エネ行動を促す情報（追加すべき情報）

- 一般消費者へのアンケート調査の結果、「省エネに役立ちそうな情報」「電力・ガス会社の選択基準」として、
 - (1) きめ細かいエネルギー使用量の情報提供（約44%）
 - (2) 類似世帯との比較（約23%）
 - (3) エネルギー小売事業者の環境に対する配慮（約21%） 等が挙げられた。
- これらの情報は、一般消費者が家庭において省エネを実施するに当たって重要なものであると考えられるため、ガイドライン改訂等の制度的対応も検討しつつ、エネルギー小売事業者による提供を促すこととしてはどうか。
- なお、アンケート調査では、こうした情報にどの程度の需要があるかは年齢層や居住形態等によっても異なることが示唆されたため、家庭の類型に応じて提供する情報をカスタマイズすることも促していくべきではないか。

(1) きめ細かいエネルギー使用量の情報提供（時間毎・家電毎のエネルギー消費量）

- 一般消費者から「これまで提供されたことはないが、役に立ちそうだ」という項目について比較的高い関心が示されている。
- また、スマートメーター等の普及が進む中で、エネルギー小売事業者による情報提供が容易になると考えられる。

(2) 類似世帯との比較

- 類似世帯との比較については、ナッジの観点からも有効であることが示唆されている。
- 「これまで提供されたことのある（ない）情報の中で、役に立った（立ちそうだ）と考えられる情報」として、一般消費者の多くが選択している。

(3) 環境に対する配慮（販売エネルギーの電源構成等）

- 一定数の一般消費者がエネルギー小売事業者を選択する上での判断基準として挙げている。
- 当該情報の提供により、一般消費者が環境に配慮しているエネルギー小売事業者を選択しやすくなる。2050年カーボンニュートラル実現に向けても重要な要素。

検討事項① – 2 一般消費者の省エネ行動を促す情報（追加すべき情報）

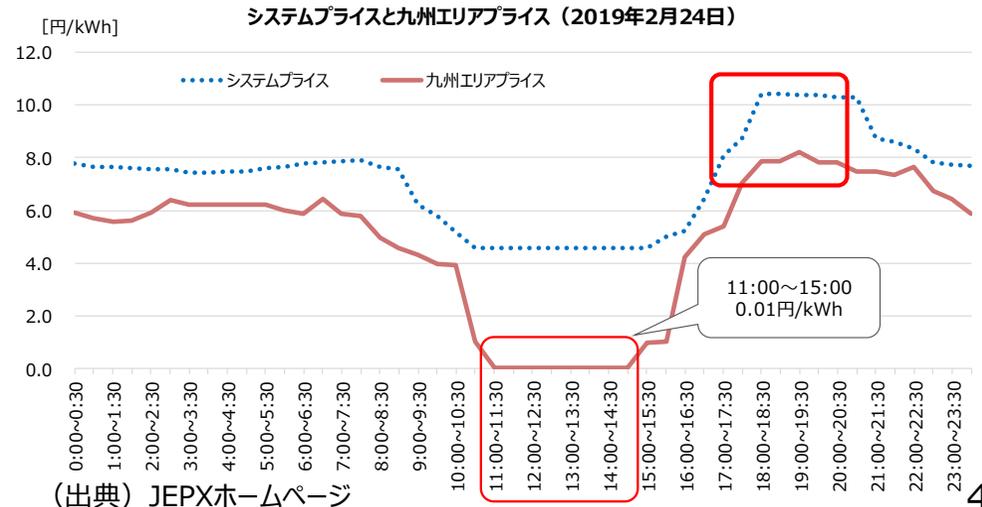
- 新たな課題として、一般消費者アンケートでも一定程度のニーズが見込まれる太陽光発電等の変動型の再生可能エネルギーの活用が挙げられる。
- 近年、再エネの導入拡大に伴い、一部エリアでは時間帯によって再エネ電気の出力抑制が実施。こうした余剰再エネ電気の活用のためには、需要サイドで再エネ比率の高い時間帯にエネルギーを使用するよう、需要をシフトさせることも重要ではないか。
- このため、エネルギー小売事業者に対して、需要のシフトに関する情報提供・サービスを促すこととしてはどうか。

九州における再エネ出力制御実績

	2019年度	2018年度
太陽光・風力接続量 (いずれも年度末時点)	1,002万kW (太陽光 944万kW 風力 58万kW)	904万kW (太陽光 853万kW 風力 51万kW)
出力制御日数	74日	26日
1発電所あたりの 累積制御日数	15～16日(オンライン) 23～24日(オフライン)	5～6日
出力制御率	4.1%	0.9%
最大出力制御量	289万kW	180万kW

(出典) 系統WG (第22回) 事務局資料、系統WG (第26回) 九州電力送配電資料等を基に作成

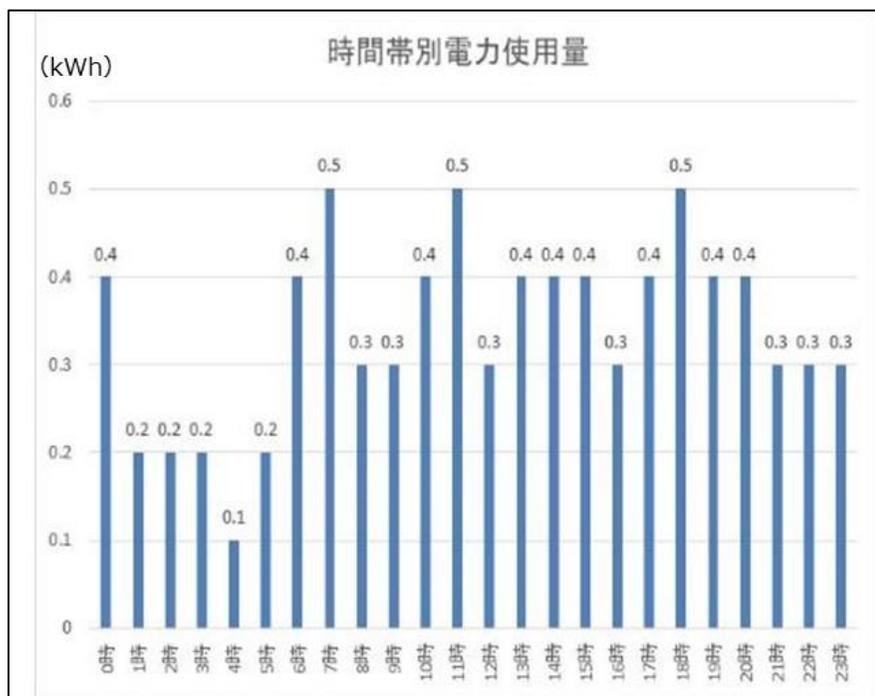
再エネ発電量が多くなる昼間の時間帯には、電力価格が卸電力市場において最安値 (0.01円/kWh) になるものの、当該電力が活用されていない状況。家庭においてもこうしたタイミングで電気を活用するような仕組みが必要ではないか。



(1) きめ細かいエネルギー使用量の情報提供の事例

- 電力消費の情報を家庭毎にリアルタイムに近い形で示すことで、一般消費者の省エネ行動が見える化されることにより、より一層の省エネ行動につながることを期待される。
- なお、時間帯毎の電気使用量については、スマメの普及拡大に伴い、多くのエネルギー小売事業者で既に実施可能。リアルタイムのエネルギー消費量の見える化に関する情報についても、今後、HEMS等の普及により提供可能な世帯が増加すると考えられる。

■ 時間帯別の電気使用量



アンケートの際にイメージとして使用した画像

■ リアルタイムのエネルギー消費量見える化 (HEMSの活用等を含む)



セキスイハイム ホームページ
(<https://minsuma.jp/technology/shn/>)

(2) 類似世帯との比較の事例

- 類似世帯との比較は、ナッジの観点からも省エネ促進効果の高い情報であることが示されている。
- 精度の高い比較を行うためには、契約事項からは得られない情報により類似家庭を特定する必要があることに留意しつつ、更なる情報提供を求めることとしてはどうか。

■ 類似世帯との比較・省エネ取組結果のフィードバック

お客さまのガス・電気のご使用量や使用内容に応じた省エネのヒントが毎月チェックできます！ ※毎月1回更新です。

ご使用量・ご使用用途のレポート
ガスの場合

当月のガス・電気のご使用量を項目別にグラフ表示。

ご使用のボリュームがひと目でわかる！

よく似たご家庭との比較を項目ごとにお知らせ！

「電気」のタブをクリックすると
電気の場合

ココをクリック！

よく似たご家庭とご使用量を比較。ご使用の用途に応じた適切なアドバイスをご紹介します！

「知ったク！エネくらべ」は、お客さまが電気・ガスを、毎月どのようにご使用されているのかを推定するものです。ご紹介している数値はあくまで大阪ガス(株)の計算に基づく推定値であり、お客さまに、よりエコで快適な生活を過ごしていただくために、ご参考として提供させていただいております。数値の算出にあたり、お客さまのガス・電気の検針データ、居住地等の情報と、ご設定いただいたご家族構成・お住まい・ご使用機器から、大阪ガス(株)の所有するデータに基づいて電気・ガス機器の利用傾向を推測しています。あくまで推定値ではございますが、本結果をもとにしたアドバイスが、お客さまのより快適な生活の一助となれば幸いです。

※これはガスの画面です。※画面はイメージです。
※この画面は、住ミカタ・プラス会員さま以外のお客さまにもご覧いただけます。

(3) 環境に対する配慮の事例

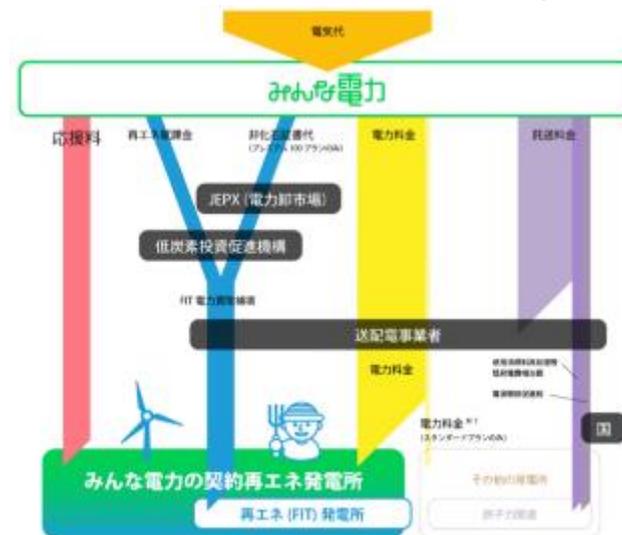
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、家庭において、環境に配慮してエネルギーを供給するエネルギー小売事業者を選択することも重要となる。
- 販売エネルギーの電源構成の算定等については、ガイドラインにおいても消費者への開示が求められている情報であり、エネルギー小売事業者による積極的な開示が期待される。
 ※小売電気事業者に対する「電力の小売営業に関する指針」においても電源構成の開示は望ましい行為とされている。
- 当該情報の開示に当たっては、需要家の混乱や誤認を招かないよう算定の具体的根拠を示すなど留意すべき事項があり、現時点で一律の開示を指針等で規定することは難しいと考えられるが、ガイドライン等で事例を紹介し、エネルギー小売事業者の情報提供を促してはどうか。

■ 各社の電源構成 (比較サイトにおける公開例)



■ 超明細

(支払った電気代の可視化サービス)



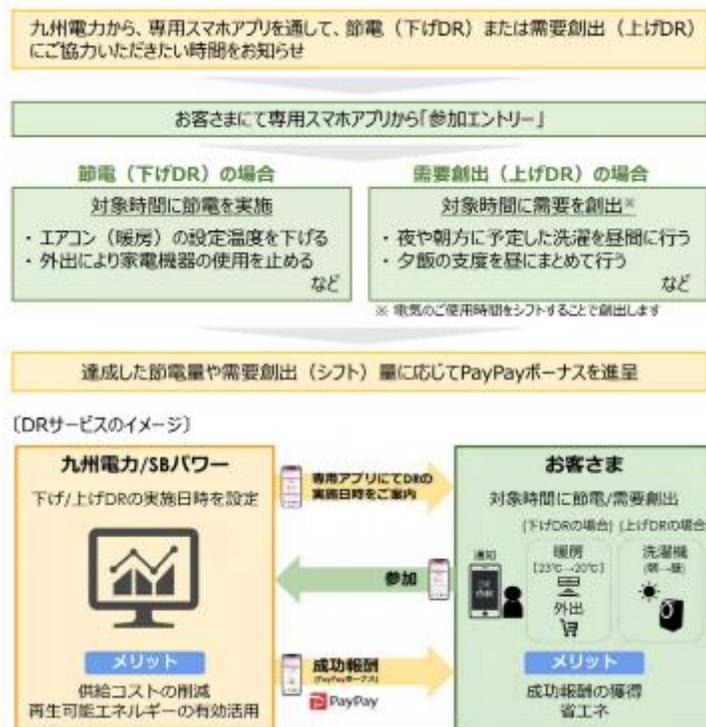
みんな電力 ホームページ

(<https://minden.co.jp/personal/report/2019/12/25/1868>)

(4) 需要シフトを促す情報提供の取組

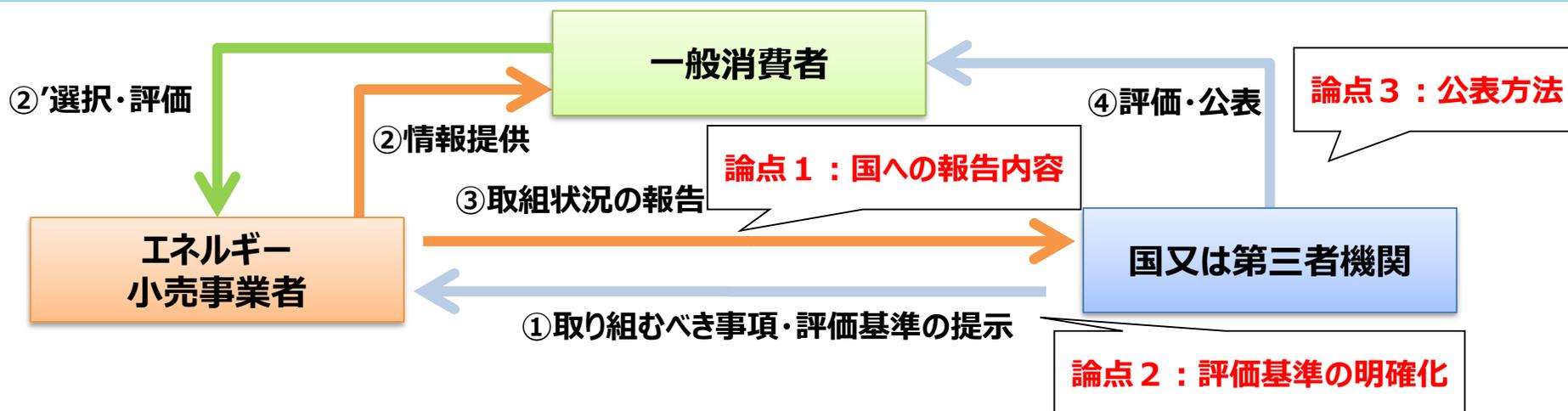
- 一部の電力小売事業者では、需要シフトを促す情報提供サービスを行っている。
- これらの取組は、地域の電力供給体制による再エネ発電比率の違いや、事業者のシステム運用等の課題もあるが、変動再エネの有効活用という点において非常に有益。
- このため、これらの取組をガイドラインでベストプラクティスとして紹介しつつ、各社への導入を促してはどうか。

■ 実証事業によるDR促進の取組 (九州電力/SBパワー)



検討事項② 省エネ情報提供を行うエネルギー小売事業者の評価スキーム

- アンケート調査において、約30%の消費者が省エネサービスの充実度に関する電力会社・ガス会社の比較情報（ランキング等）を「省エネに役立つ」と回答している。そこで、エネルギー小売業者に積極的な省エネ情報の提供を促すとともに、一般消費者の小売事業者の選択基準を明確化するため、省エネ情報提供の充実度を評価する制度を導入してはどうか。
- 具体的には、エネルギー小売事業者の定期報告（指針の実施状況）や、任意の報告事項を元に、エネルギー小売事業者別に点数を付与し合計点でランク分けを行い、その結果を公表してはどうか。
- 本スキームの実施に当たって、1:国への報告内容、2:評価の基準、3:評価の公表方法等について御議論頂きたい。
- なお、本スキームを円滑に運用するためには、事業者からの報告内容やその評価方法の確立が課題となるため、まずは試行的に運用し、効果検証等を行った上で継続的な実施の可否を判断してはどうか。



検討事項② – 1 エネルギー小売事業者から国への報告内容

- エネルギー小売事業者から国への報告事項については、①国が指針で提示する項目の実施状況に加え、②エネルギー小売事業者の任意の取組事項をより広く報告することとしてはどうか。

①国が指針で提示する項目（イメージ）

指針の項目	情報提供の状況	情報提供の内容	情報提供の頻度	情報提供の手段
・毎月の消費量の前年同月値				
・過去一年間の月別消費量及び料金				
・機器の使用方法の工夫による削減量及び削減額				
・省エネ設備の性能と助成制度				
・類似世帯との比較等				

議論を踏まえて
必要があれば指針に追加

②エネルギー小売事業者の任意の取組事項

自由記載
(実際に情報提供に使用している様式や、その概要が分かるURL・説明資料の添付)

任意の
報告事項

検討事項②-2 取組の評価基準

- エネルギー小売事業者の評価制度の導入に当たっては、公平性担保のため、一定の基準を示し定量的な評価を行うとともに、エネルギー小売事業者の創意工夫を促す制度とする必要がある。
- 例えば、基礎点（国が提示する事項の評価）と加点（事業者独自の取組の評価）を分け、総合点でランク付けすることとしてはどうか。

ランク	点数	指針に基づく情報提供の状況				
		①前年同月値	②月別消費量及び料金	③使用工夫の削減量及び額	④省エネ設備の性能と助成	⑤類似世帯との比較
合計点 80点以上～ ★★★★★	基礎点： 50点	提供あり：10点 提供なし：0点	提供あり：10点 提供なし：0点	提供あり：10点 提供なし：0点	提供あり：10点 提供なし：0点	提供あり：10点 提供なし：0点
70点以上～80点未満 ★★★★☆		論点（1）：基礎点の配点・評価水準はどのように設定すべきか。				
60点以上～70点未満 ★★★☆☆	加点： 最大50点	任意報告				
50点以上～60点未満 ★★☆☆☆		（例）（内容）省エネ診断等の実施・機器入れ替えの促進に関する情報 （方法）幅広い層への提供・効果測定の実施・視覚的な見やすさ				
10点以上～50点未満 ★☆☆☆☆		論点（2）：どのような取組をどのような評価指標で評価すべきか。				

※未報告事業者は、ランク外で公表する

【参考】加点部分（任意の取組）における評価の観点（案）

- 提供する情報の加点項目における評価は、下表に示す観点で評価することを検討中。

■ 評価の観点（例）

加点 (50点)	内容 (20点)	省エネ診断等、追加的にコストが掛かるものの省エネ効果を積極的にもたらすと考えられる取組を実施しているか。【参考①③】	10点
		相乗効果により機器の入れ替えを促進する情報提供を行っているか。【参考②】	5点
		その他の工夫がみられるか（新規性、独自性等）	5点
	方法 (30点)	提供している情報が視覚的に見やすくなっているか。【参考③】	5点
		顧客ニーズや情報の内容に合わせた方法で提供しているか（紙、HP、スマホ等）【参考④】	5点
		顧客の省エネ・光熱費の関心度合いが高まるタイミング（季節の変わり目、検針票の発行時、等）での情報提供を実施しているか。【参考④】	5点
		指針で示す事項より更に詳細なエネルギー使用量の情報提供等を行っているか。【p.41】	5点
		省エネ効果の測定を実施しているか。【参考⑤】	5点
		その他の工夫がみられるか（新規性、独自性等）	5点

【参考①】 加点取組の例（省エネ診断）

- 省エネ診断は省エネ行動を促すだけでなく、機器の買い替え等にもつながる重要な取組。
- 一般消費者の省エネ行動を促す効果等を踏まえつつ、評価指標としてはどうか。

■ 省エネ診断の例（うちエコ診断）：省エネ行動と機器の入れ替えの両方を提案

The screenshot shows the 'うちエコ診断' (Uchi Eco Diagnosis) interface. It is divided into two main sections: '省エネ行動の促進' (Promotion of Energy-Saving Actions) and '機器更新の促進' (Promotion of Equipment Replacement). The '省エネ行動の促進' section lists 8 measures, with the first two highlighted in red. The '機器更新の促進' section lists 6 measures, with the last one highlighted in blue. To the right, a bar chart and table show the '削減額の表示' (Display of Reduction Amount), comparing current CO2 emissions (1,616kg/year, 10,278 yen/month) with emissions after implementation (1,269kg/year, 1,649 yen/month), resulting in a 21.4% reduction.

省エネ行動の促進

対策 (詳細)	年CO ₂	光熱費削減	採用
1 不在部屋の照明を消す	32kg	1,489円	採用
2 冷蔵庫の設定を弱くする	50kg	2,321円	採用
3 LEDシーリングにする	70kg	3,226円	採用
4 節水シャワーヘッドを使う	40kg	4,340円	採用
5 省エネ型冷蔵庫にする	116kg	5,369円	採用
6 省エネ型テレビにする	56kg	2,583円	採用
7 エコジョーズに買い換える	75kg	4,854円	採用
8 省エネ型エアコンにする	6kg	295円	採用

機器更新の促進

削減額の表示

対策による削減効果

CO₂排出量 (kg/年)

現状	対策後
1,616kg	1,269kg

年CO₂ 削減率 21.4%

現状	対策後
1,616kg	1,269kg
10,278円	1,649円

【参考②】 加点取組の例（機器の入替えを促す情報提供）

- 家庭の省エネ促進のためには、省エネ行動（ソフト）のみならず省エネ機器への入れ替え（ハード）の省エネも重要。
- 機器の入れ替えについては、現行の指針④において提示しているが、情報提供との相乗効果により機器の入替えを促すと考えられる情報提供については、評価・加点してはどうか。

■ 情報提供の評価イメージ

【リアルタイム電力消費量×家電の入替促進】

【他世帯比較×住宅の断熱改修提案】

情報
提供

30分毎の情報提供により
消費者の行動パターンが見える化

他世帯比較により
自分の家庭の消費程度が見える化

所有家電を
会員制サイトで登録

組み合わせで
加点点評価

所有家電・契約人数
を会員制サイトで登録

機器の
入替え
提案

ライフスタイルや
家電の交換時期に合った
省エネ機器交換の提案

住宅の性能向上のための
屋根・窓の断熱改修の提案

【参考③】 加点取組の例（視覚的な見やすさ）

- 視覚的に見やすくまとまっている媒体での情報提供（例：ホームエネルギーレポート）は、家庭での省エネを促す上で効果的との研究結果があり、指針に示している情報を提供する方法としても適している。
- 情報の集約等、提供にはコストがかかるため、全事業者による実施は難しいと考えられるが、任意の取組として加点してはどうか。

■ 例：ホームエネルギーレポートは指針に記載されている内容を概ね視覚的に見やすく盛り込んでいる

実証用に開発したHERの全体構成



The screenshot shows a Home Energy Report (HER) interface for UtilityCo. It includes several sections with callouts:

- 指針①・②**: Points to the 'Monthly Usage Summary' section, which includes a bar chart comparing 2016 and 2017 usage and a 'Selection Tip' to avoid over-selection of options.
- 指針③**: Points to the 'Energy Cost' section, which includes a bar chart comparing monthly usage and a 'Loss Avoidance Tip' for electricity usage.
- 指針④**: Points to the 'Social Norms' section, which includes a comparison of usage with neighbors and a '38% Increase' tip.
- 指針⑤**: Points to the 'Energy Cost' section, which includes a bar chart comparing monthly usage and a '384 Yen' tip.

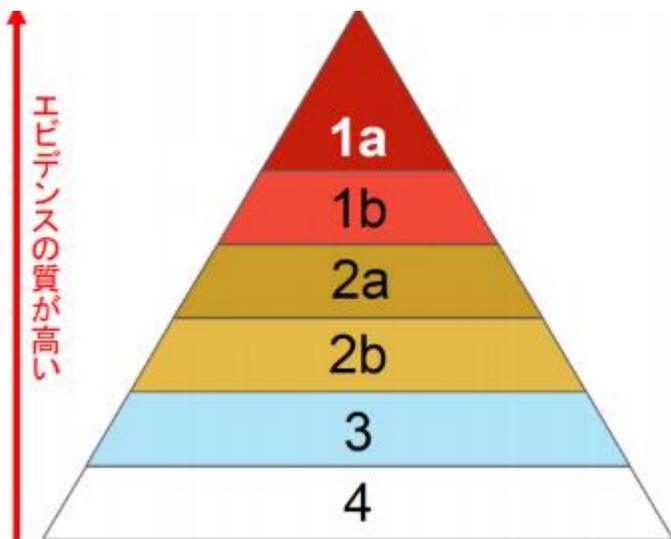
【参考④】 加点取組の例（情報提供範囲・方法）

- 省エネ情報提供においては、その内容だけではなく、どのように一般消費者に周知するかも重要。
- 一般消費者が省エネ情報に接する機会を増やすため、自社のホームページや会員制サイト等での受け身の情報公開・提供だけでなく、消費者への十分な配慮を行っていることを前提に、オプトアウト方式※を用いた通知型等の情報提供を評価してはどうか。
※オプトアウト方式：受信者が拒否設定を行わない限り情報提供が行われる仕組みを指す。
- その他、一般消費者アンケートにおいても情報提供のタイミングが重要であることが示唆されている。これらの結果を踏まえ、適切なタイミングでの情報提供についても更に評価してはどうか。
- また一般消費者へのアンケートでは、高齢層はテレビや新聞・雑誌、検針票、若年層はSNS等から省エネ情報を得ている可能性が示唆されたため、高齢者を主なターゲットとした検針票を模した郵送での情報提供や、若年層等を主なターゲットにしたスマートフォンを活用した情報提供など、類型ごとに様々なチャンネルによる情報提供を行うことを評価してはどうか。

【参考⑤】 加点取組の例（省エネ効果測定）

- エネルギー小売事業者による情報提供により一般消費者のエネルギー消費行動にどのような変化が起きたかについての正確な効果検証は、コストや技術的面で課題があるものの、今後の情報提供内容の改善に繋げる上でも重要な取組。
- そこで、情報提供による省エネ効果測定の実施自体を評価することとした上で、その手法を段階付けし、より精緻な分析を行った事業者に対して加点することとしてはどうか。
- なお、効果測定の方法は既存の研究においてもいくつか示されているため、こうした事例を踏まえつつ、エネルギー小売事業者の創意工夫を促す加点方式としてはどうか。

■ 効果測定方法の例



レベル	内容	手法の例
1a	RCT [*] のメタアナリシス、系統的レビュー	複数のRCTの系統的レビュー
1b	少なくとも1つのRCT	RCT(フィールド実験)
2a	少なくとも1つの準実験	自然実験、差の差推定、回帰分断デザイン、操作変数法
2b	少なくとも1つの非実験的研究	回帰分析、コホート研究
3	比較試験、相関研究、記述的研究	前後比較、ベンチマーキング
4	専門家や実務家の意見	検討委員会による討議、パブリックコメント

省エネ情報提供における 具体例

⇒情報提供を行った／行っていない消費者群を比較検証等

⇒ **大きく加点**

⇒情報提供を行った前後での各消費者の実績値を比較検証

⇒消費者へのアンケートの実施等

⇒ **やや加点**

出典：家子直幸・小林庸平ほか（2016）「エビデンスで変わる政策形成」

※RCT:ランダム化比較実験 (randomized controlled trial)

対象を無作為に複数の群 (介入群と対照群等) に分け、試験的操作の影響・効果を測定する手法

検討事項②-3 評価の公表方法

- エネルギー小売事業者の取組の評価については、資源エネルギー庁ホームページで公開するほか、エネルギー関連の比較サイトでの表示を検討してはどうか。
- なお、電力・ガスの両方の小売事業を行っている事業者については、同程度の情報提供となる可能性を考慮しつつも、消費者が選ぶ際の選択基準になり得るという観点から、分けて評価してはどうか。

■ 資源エネルギー庁HPでの公開イメージ

評価		事業者等名	詳細情報
電気	★★★★★	● ● 電力株式会社	http://xxx.co.jp/info/
		株式会社 ■ ■ パワー	...
	
	★★★★★

ガス	★★★★★	● ● ガス株式会社	http://xxx.co.jp/info/
		株式会社 ■ ■	...
	
	★★★★★

■ 比較サイトでの公開イメージ (料金比較画面以外でも公表可能)

パールプラン 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 3,857 円/月
 お申し込みページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

くっすと。プラン シンプルコース 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 2,050 円/月
 詳細ページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

スタンダードS 月額料金 (標準電力エリア向け)
 月額 519 円/月
 お申し込みページへ
 省エネ情報提供 ★★★★★

【参考】 評価の主体について

- エネルギー小売事業者の取組の評価については、
 - ① **国が評価**（定期報告の内容に基づいて評価）
 - ② **第三者委員会が評価**（民間の研究団体等が定期報告の内容のほか事業者の公開情報やヒアリング調査に基づいて評価）の2つの方法が考えられる。
- より詳細な評価を行うため、**指針やガイドラインを前提に国が一定の基準を示しつつ、具体的な取組の評価については、第三者委員会が柔軟に行うスキームとしてはどうか。**

	国による評価	第三者委員会による評価
概要	国が明確な評価基準に基づき評価	国の評価基準に従い、第三者委員会が具体的な取組を評価
評価実施者	資源エネルギー庁	第三者委員会
評価方法	指針・ガイドラインに従った評価	国の評価基準を基に第三者委員会独自の手法での評価を実施
評価の対象となる情報源	省エネ法定期報告データ	省エネ法定期報告データ (必要あれば第三者委員会による情報収集)
類似制度	省エネ法事業者クラス分け制度 (SABC評価制度)	ACEEE (American Council for an Energy-Efficient Economy) スコアカード

【参考】省エネ大賞における新分野創設について

- 「省エネ大賞」において、エネルギー小売事業者の情報提供のサービス（取組単位）を評価する新たな部門を設けることを検討中。
- 同賞の受賞分野の一つとすることで、エネルギー小売事業者の取組について、ベストプラクティスの横展開や一般消費者の認知度向上につながると考えられる。

【応募対象】

②製品・ビジネスモデル部門

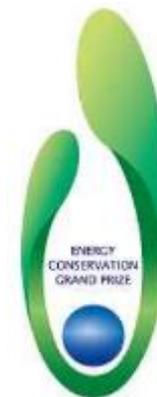
ビジネスモデル・・・産業、業務、家庭、輸送等、すべての分野を対象。単なる製品の販売・納入ではなく、顧客のニーズや環境に合わせ当該製品やシステムなどをカスタマイズし、納入後の運用やアフターサービス等も含めビジネスを行う案件を指す。

【分野（案）】

イ. 業務分野 ロ. 家庭分野 ハ. 輸送分野 ニ. 建築分野
ホ. ビジネスモデル分野 ヘ. 節電分野 ト. 省エネコミュニケーション分野

【具体例】

- ・家庭用製品
- ・業務用（事務所、商業施設、宿泊施設、情報通信施設、医療施設、教育施設等）製品
- ・物流、自動車関連製品
- ・住宅・ビル等の建築物及び建築材料
- ・省エネに資する要素製品・部品 等
- ・発電・蓄電・システム・製品 等
- ・エネルギー管理・制御・計測・ネットワーク技術 等システム関連製品
- ・省エネルギーに資する支援サービス、ソリューション提案、ESCO 等のビジネスモデル
- ・省エネルギー推進につながる優れた情報提供活動やシステム



- ✓ 現在、省エネ大賞の「製品・ビジネスモデル部門」に採択されるもののうち約 1/4は、情報提供や管理を含むソリューションビジネス形態となっており、顧客視点に立った支援やソリューションに関する応募は増加傾向。
- ✓ 例えば、株式会社エネットは「Enneteye®」というAIを活用した省エネルギーサービスで令和元年度の省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門 節電分野）を受賞。
<https://www.ennet.co.jp/about/enneteye.html>